

# 配偶者虐待が深刻化する要因についての研究

## —事例のメタ分析を用いた虐待のメカニズムの解明—

橋本和明

これまでの配偶者虐待研究は、実態調査や量的研究を中心とした虐待の発生や要因についての分析であった。本研究では、「事例のメタ分析」という質的研究法を用いて、虐待の深刻化のメカニズムについての要因分析を行った。対象とした事例は、ある都道府県の児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターに持ち込まれた配偶者虐待23事例であり、「事例のメタ分析」を実施してカテゴリーを生成し、そのカテゴリー間の構造化を図った。その結果、①加害者と被害者のパートナー関係、②加害者の特徴、③被害者の特徴、④家族関係の特徴、⑤関係機関との特徴にそれぞれ特徴が見出された。その一方で、虐待の深刻化を低下させるものとして、「ネットワーク機能のある切れ目のない支援」等、6つの要因が見出された。

キーワード：配偶者虐待、事例のメタ分析

The past studies of domestic violence were investigation into the actual conditions and factor analysis of occurrence of critical abuse, which was quantitative research. This study analyzed 23 cases of domestic violence in Child Consultation Center and Domestic Violence Consultation Support Center, using a case-meta-analytic method (a qualitative analytic method) and examined factors in critical domestic violence. It recognized five categories, ① the relationship of abuser and maltreated person, ② the feature of abuser, ③ the feature of maltreated person, ④ the feature of family, ⑤ the feature of the organization concerned. On the other hand, the factors which prevent domestic violence were found six categories, for example, the network function and continued support system.

Key words : Domestic violence, case-meta-analysis

### 1 問題意識と本研究の目的

#### (1) 配偶者虐待の動向と防止に向けた取り組み

配偶者への暴力については、わが国においては“Domestic violence”、いわゆる「DV」と呼ばれ、ときには、それが「夫婦間暴力」、あるいは「配偶者虐待」と称されることもある。加害者が夫、被害者が妻となることがほとんどであるが、その逆も最近では見られるようになった。そして、「デートDV」などのように、婚姻している夫婦間にとどまらず、交際中の恋愛カップル間においても同様の暴力が生じることも珍しくなく、現在は離婚しているが以前は婚姻関係にあった男女間、あるいは

は内縁関係にある、もしくは内縁関係にあった男女間までも含めた暴力として定義できる。

そして、本研究でいうところの「配偶者虐待」とは、上記の男女間で生じた身体的暴力を初めとし、性的な虐待や経済的虐待、心理的虐待および放任や遺棄といったネグレクトを含んだ虐待を総称するものとした。

ところで、その配偶者虐待の変動はこれまでどのようになっているであろうか。最初に出された東京都（1997）の「女性に対する暴力に関する調査」以降、さまざまな実態調査が行われている。全国調査では、2000年に総理府（現在の内閣府、2000）によってまとめられた「男女間における暴力

に関する調査」がある。最近では、2009年（平成21年）に行った内閣府（2009）による調査があるが、2002年（平成14年）や2005年（平成17年）の調査と比較したところ、2002年よりも2005年及び2009年は大幅に虐待を受ける割合が大きくなっている。

それ以外にも、配偶者暴力相談支援センターの相談件数（内閣府；2005、2007）、厚生労働省家庭福祉課（2008）による婦人相談所の相談件数、警察庁（2009）による配偶者からの暴力相談等の件数の数値はいずれも増加している。さらに、司法統計（2007）においても、家庭裁判所における婚姻関係事件での「暴力を振るう」を理由とする妻からの申立件数は2007年（平成19年）では1万3394件で、妻からの申立件数全体の29.1%となっており、「性格が合わない」という理由に次いで2番目に多い。また、司法統計（2008）による配偶者暴力に関する保護命令事件も年々増加し、2001年（平成13年）は新受件数は171件であったが、2007年（平成19年）は2779件になっている。

以上のように、いずれの関係機関の統計においても、配偶者虐待に関する件数は増加の一途をたどっている。これは配偶者虐待そのものが増加していることもあるが、配偶者虐待の認識の高まりがその数値の増加に少なからず影響を与えていると考えられる。

## (2) 配偶者虐待研究の概観

配偶者への暴力は近年に現れた現象ではなく、古い歴史を持っている。さかのぼれば、古代社会から配偶者虐待は存在していたと考えられ、ローマ法は夫の妻への暴力はもとより殺害をも正当化していた。しかし、配偶者虐待がこのような社会問題となったのは、今からほんの半世紀ほど前にすぎない。

その発端となったのは、1970年代のアメリカ社会においてであり、ベトナム戦争、人種暴動、ケネディ大統領暗殺事件などの暴力問題に関心が集まったことがきっかけとなり、配偶者虐待が着目されるようになった。この頃、男女平等などの女性解放運動が盛んであり、そのことでも配偶者虐待に大きな反響を呼び、家庭内における妻の地位向上が叫ばれるようになった。Straus, Gelles &

Steinmetz（1980）は、当時としては初めての大規模な調査を実施し、2143組の夫婦のうち、16%がそれまでの1年間に夫婦間の身体的暴力を経験していることを明らかにしたことはよく知られている。

その後は配偶者虐待について多くの研究がなされてきている。さまざまな分野で実施されてきている従前研究を大きく分けると、

①虐待者についての研究

②被虐待者についての研究

③虐待者と被虐待者の関係についての研究

に概観できる。

①については、虐待者の収入、職業、仕事への満足度といった社会的地位との関連を見る研究（Kantor & Straus; 1989など）や虐待者は自己評価の低い者が多く、妻との間で葛藤がさらなる自己評価を傷つけてしまう（Goldstein & Rosenbaum; 1985など）、自己主張性が低い（Rosenbaum & O'Leary; 1981など）といったパーソナリティに関する研究、薬物依存やアルコール依存との関連との研究（Kantor & Straus; 1987、1989など）が見られる。それらをまとめると、低収入や失業などの経済的不満、社会的地位や仕事への不満などによる自己評価の低下と欲求不満が、虐待者の大きな特徴であると言える。

②については、被虐待者の職業の有無など経済的立場、社会的立場などとの関連を見る研究（Straus, Gelles, & Steinmetz; 1980、Hornung, McCullough & Sugimoto; 1981）、自己主張性が低いなど被虐待者のパーソナリティに関する研究（Rosenbaum & O'Leary; 1981など）がある。

③については、上記①や②の虐待者や被虐待者の一方的な特徴だけではなく、双方の関係性が影響しているとの視点から、夫婦の職業的地位の違いや性別役割態度の組み合わせ、夫婦間のコミュニケーションに関する研究（Markman; 1979、Margolin & Wampold; 1981など）、認知のあり方の違いについての研究（Jacobson, Waldron & Moore; 1980など）、感情表出のあり方についての研究（Smith, Vivian & O'Leary; 1990）などがある。

従前の研究から言えることは、配偶者虐待に関

しては一つの要因から発生するのではなく、虐待者、被虐待者、その両者の関係などさまざまな要因が複合的に影響しあっているということがわかる。

さて、配偶者虐待の研究の中で著名な2つの理論があることをここでおさえておきたい。

その一つは、ミネソタ州のダールズ市の「Domestic Abuse Intervention Project」が考え出した図1の『パワーとコントロールの車輪』である (Pence & Paymar ; 1993)。この車輪は身体的暴力と非身体的暴力が互いに絡み合いながら、女性の生活を支配していることを象徴的に示している。車輪の中央にあつては、車輪全体を支え動かしている軸が「パワーとコントロール」であり、男性の持つ「力」であったり「支配」となる。そして、外輪にあたる部分が身体的暴力であり、これは比較的的外部に見えやすい。しかし、この身体的暴力の背景には、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力などさまざまな形の非身体的暴力が隠れ潜んでいる。この非身体的暴力は外部からは認識されにくい、外輪の内側にあつて、適度な空気圧のような役割をしているとも言え、ある意味ではそのことが車輪を回りやすくしているのである。つまり、内側の非身体的暴力が外輪の身体的暴力の効果を強化している。このことが被虐待者を周囲から孤立させ、抵抗する力を奪い取り、恐怖心と無力感に陥らせることになる。

もう一つの著名な理論は、Walker (1979) の研究によって提唱された「暴力のサイクル理論」である。この考えは、家庭内暴力が発生している家族であっても、絶えず暴力が振られるわけではなく、被虐待者は図2のように一定のサイクルを経験しているというものである。それは虐待者がしだいに緊張を蓄積させ、被虐待者はそれを刺激しないようになっている時期 (第1相:「暴力の蓄積期」)、虐待者は怒りのコントロールができずに暴力を爆発させ、被虐待者はそれによって恐怖心を抱き、無力感を感じる時期 (第2相:「暴力の爆発期」)、虐待者は二度と暴力は振るわないと謝罪し、被虐待者の罪悪感や同情心に働きかけ、愛情のある態度になる時期 (第3相:「開放期 (ハネムーン期)」) に分けられる。これらの暴力と愛情の循環

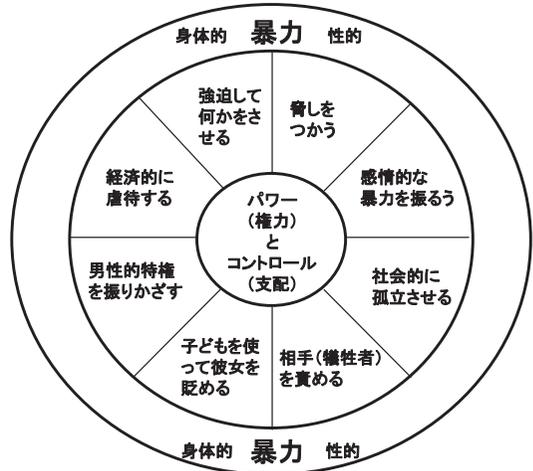


図1 ミネソタ州ダールズ市の「パワー(権力)とコントロール(支配)の車輪」

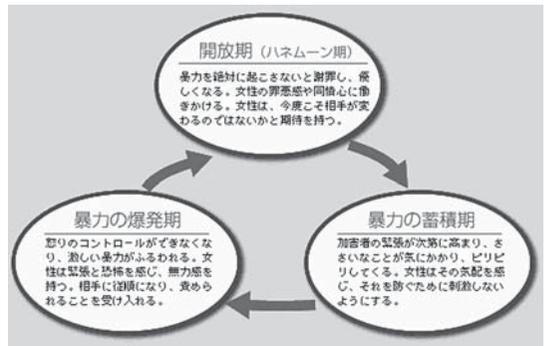


図2 Walkerの「暴力のサイクル理論」

があるがために、被虐待者は虐待者と別れられず、共生的関係を築いていく。その結果、しだいに暴力のサイクルは速度を増し、頻度や程度が深刻になっていく。このような背景には、Walkerは「短期間に心的外傷が繰り返されると、人々は無感覚になり、受け身になって、自分たちではどうしようもないと思ってしまう」心理があることも指摘している。

### (3) 本研究の問題意識と目的

以上のように、配偶者虐待についての研究を概観してきたが、上記の①虐待者についての研究、②被虐待者についての研究、③虐待者と被虐待者の関係についての研究のいずれについても、配偶者虐待が深刻化する要因が決定的なものであるとは言いきれず、要因間の分析やメカニズムの点では

まだまだ不明な点も多い。そもそも配偶者虐待は、ある一つの要因が配偶者虐待を生じ深刻化していくというのではなく、複数の要因が相互に影響しあって問題を複雑化していくと考えると、総合的な観点から要因分析、あるいは要因間の分析を行う必要がある。

また、ダールズ市の『パワーとコントロールの車輪』や Walker の「暴力のサイクル理論」については虐待者と被虐待者との関係を考える上では非常に有効であるが、上記に述べたように、虐待の深刻化はそれ以外の配偶者の家族関係や家庭外の社会や関係機関との関係によっても生じているので、それらの要因も視野に入れた研究を進めていく必要がある。

本研究では、配偶者虐待の発生や深刻化に至るには、さまざまな要因が相互に影響し合い、複合的に絡み合っただけ起こるという前提に立ち、その一つ一つの要因の分析はもちろん、それらの要因をカテゴリー化した概念を抽出することによって考察が深められると考えた。

また、配偶者虐待の深刻化の要因を分析することは、虐待を防止させたり、深刻化を低下させる要因を見いだすことでもある。そのような視点から、本研究では虐待を深刻化させる要因だけに目を向けるのではなく、虐待の深刻化を低下させる要因についても積極的に見ていこうと考えた。

以上のことを整理すると、本研究の目的は、次の3点にまとめられる。

- ① 配偶者虐待の発生や深刻化の要因を抽出し分析する
- ② 要因間の関係を分析する
- ③ 虐待の深刻化を低下させる要因を分析する

これらを分析することにより、配偶者虐待の深刻化のメカニズムを解明し、その防止のあり方を考えていきたい。

## 2 方法

### (1) 分析の方法

分析の方法は、質的研究法としての「事例のメタ分析」を用いた。

この「事例のメタ分析」は、「メタ分析」と次の点で大きく違っている。「メタ分析」とは、「分析の

分析」を意味し、統計的分析のなされた複数の研究を収集し、いろいろな角度からそれらを統合したり比較したりする分析研究法である。1960年代に社会学者の Rosenthal が、実験者期待効果に関する一連の研究を比較研究する過程で開発した。以来、メタ分析は徐々に改善が加えられ、今では社会行動学を中心にかなりよく使われる手法となっている。メタ分析の長所や問題点について、石川<sup>注)</sup>は、「第1に、1つの研究では見失われていた小さな関係が、多くの研究を統合することで明らかになる。第2に、研究を相互に比較することで新たな視点が得られ、将来の研究の方向づけになる。メタ分析は他の研究者の研究データを利用するので、メタ分析者が研究データを誤解し、誤った結論を導く可能性がある。異なった動機で収集されたデータ群の中には、違った概念に同じ名前が与えられていることもある。また、元の研究データが間違っていると、その影響を受けてしまうのも問題である」と述べている。つまり、「メタ分析」はこれまでの複数の研究から得られた結果をもとにし、それを全体的な結論に導くための統計解析手法を用いた量的研究法なのである。

これに対して、「事例のメタ分析」は、「ある変数の効果が確固たることを示すことよりも臨床の経験則 (clinical heuristics) を導き、今後より詳しく検証するための仮説やモデルを導く」(岩壁; 2005) といった質的研究法である。岩壁ら (2002) は、この研究法を「現象を数値に置き換えずに言葉によって捉えるエスノグラフィーをはじめとしたさまざまな質的分析方法も科学的方法の一つとして考えることができる。実際に、一方まだ理論的仮説がなく、理解されていない現象を記述し、そのメカニズムを発見するという探求的研究も科学的研究の重要な役割である。また、理論に基づき仮説を立て、より正確な予測を行うためには、まず対象となる現象をより正確に観察し、現象の記述を行うことが必要であろう。科学は、決して『客観性』と『普遍性』に縛られた知的作業ではなく、一人の人間の判断による偏りを統制するため、データの採集・分析の方法を系統化し、明確化することによって、そこから得られる情報に関する評価や判断を円滑化するのに非常に有効な手段である」と

述べ、仮説検証的というよりも発見志向的な作業であると説明している。

その意味では、「事例のメタ分析」は同じ質的研究法である「グラウンデッド・セオリー (Grounded Theory)」と似ている。グラウンデッド・セオリーは Strauss と Glaser の2人の社会学者によって開発された研究法で、「ある現象に関して、データに根ざして帰納的に引き出された理論を構築するための、体系化した一連の手順を用いる質的研究の一方法論である」(Strauss & Corbin:1990)。そして、これまではインタビューや観察などを用いた調査研究で使用されることが多く、看護学の分野で用いられることが多かった。本研究においては「事例のメタ分析」を行うが、グラウンデッド・セオリーで行うコード化やカテゴリーの生成の手順は共通するところが多く、コード化やカテゴリーの生成に際してはグラウンデッド・セオリーを参考にした。

なお、「事例のメタ分析」という手法はまだ臨床心理学の分野では定着はしていないが、橋本(2008、2009)は児童虐待や高齢者虐待の深刻化の要因分析をこの手法により行っている。今後は心理療法がより科学的であるとの評価を得ていくためには重要な分析方法であると思われ、岩壁ら(2002)も「心理療法において科学的研究を根付けるのはたやすい作業ではないだろう。しかし、臨床心理学が今後発展し、高まる社会的要請に答えるためには避けることはできない課題である。今後、臨床心理学の『科学』と『実践』のあいだのつながりを再考することが望まれる。それにはまず、さまざまな研究方法に精通し、それらの利点や欠点について知ることが重要である。また、臨床心理学の訓練において『実験研究』の臨床への応用を検討し、臨床的問題を検証可能な研究方法へと変換することが有効な学習と考えられる。つまり、『臨床を科学的に見ること』と『科学を臨床に活かす』という観点から学習する。このような過程において事例研究は貴重な資料となり、科学的心理学の基盤を作るデータとして最重要である」と述べている。

## (2) 本研究の分析対象となる事例

ある都道府県の児童相談所および配偶者暴力相

談支援センターにおける配偶者虐待相談の23事例を本研究の分析対象とした(資料参照)。

このような事例を分析対象にしたことについて、

- ① 上記両センターに来談する事例は、配偶者の暴力から逃れるために一時保護や民間のシェルターへの入所を希望してくる場合が多く、地方裁判所に保護命令の申立てを行ったり、あるいは保護命令がすでに出されているなど、虐待が深刻化していると考えられること
- ② 提供された事例は、関係機関の専門職員がその対応に苦慮したものであり、担当職員が集まる事例検討会で検討してほしいと出されたものであり、それだけに関わりをする上でも困難で、そのことからケース対応の困難さや事案の複雑化が考えられること
- ③ 事例の数も多く収集できる上、身体的虐待や心理的虐待だけでなく、経済的虐待など虐待のタイプも偏りがなかったこと

がその理由として挙げられる。

これらの点を考慮すると、本研究の対象とした事例は、ある一定の基準に基づいたものであり、配偶者虐待の中でもその程度は重く、どの事例も虐待が深刻化している事例と見なすことができる。

## (3) 分析の手続き

### ① 複数分析者の選定と合議過程

「メタ分析」においては、明確に定められた基準に基づいて分類や評定を行い、その信頼性を数量化して妥当性を検証する。ところが、「事例のメタ分析」では質的な研究ではあるものの、やはり先行研究のパラメーターを分類することが必要で、分類のための基準が必要となる。

そのため、複数の分析者が同時に並行して分析を行い、定期的に集まって意見の交換をしながら、その結果を話し合っ理解を深めていく。これは分析者間の合意を統計的に求めるのではなく、話し合いによって最も適切な答えを見つけていく「合議制質的研究法 (Consensual Qualitative Research)」(Hill et al; 1997)であり、本研究でもこれを採用した。このような複数の分析者の合議的質的研究法を行う理由として、分析の偏った

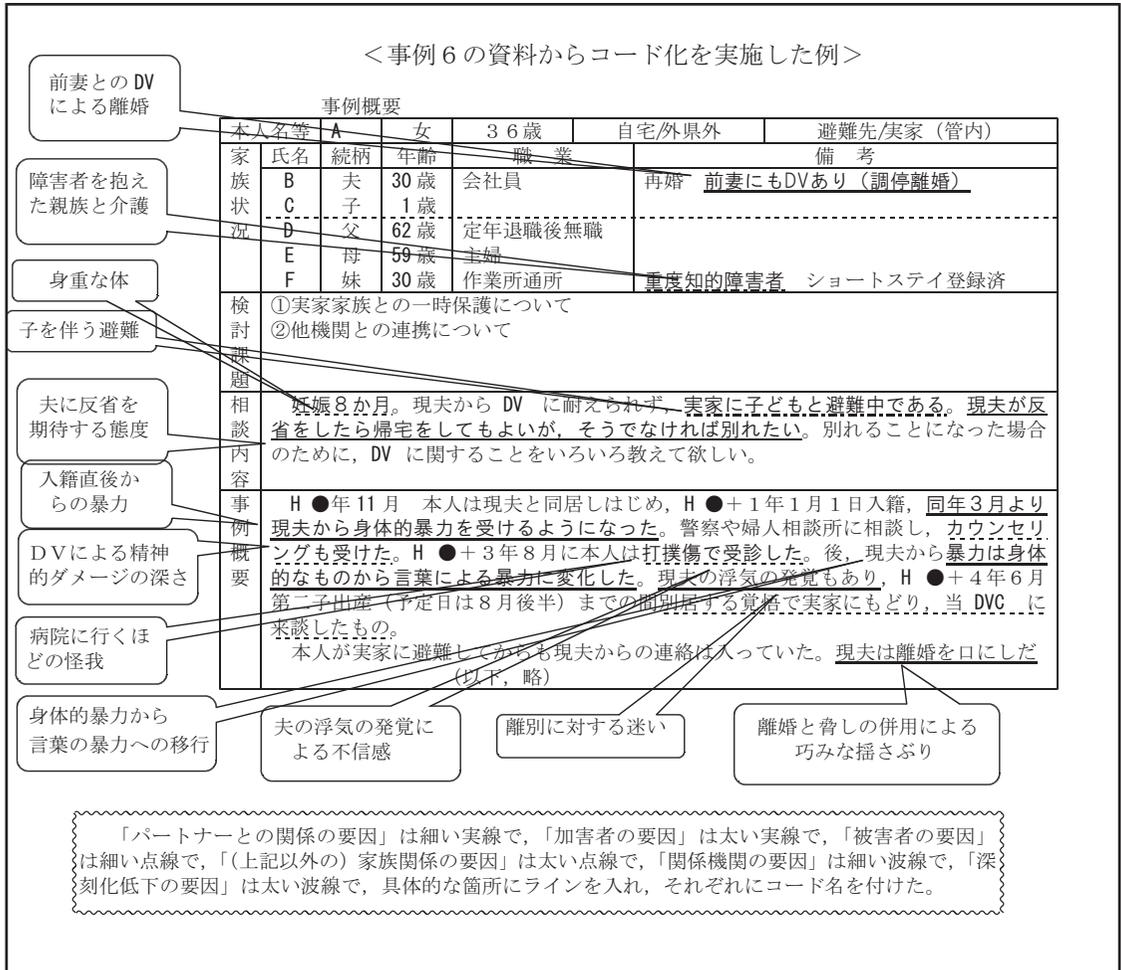


図3 具体的箇所の抽出とコード化の具体例

視点を修正し、分析の妥当性を図り、結果をより客観的なものにするためである。

そこで、分析者として、家庭裁判所調査官として長年経験し、虐待問題を研究テーマにしている臨床心理士の筆者以外に、2か所の配偶者虐待のケースに携わる児童相談所の専門職員2名(いずれも女性ケースワーカー)を選定した。3人の分析者は分析に際して、ミーティングやメールにてディスカッションを行いながら、コード化やカテゴリーの生成についての意見を出し合った。

② コード化

分析者がそれぞれ事例を読んで、虐待が深刻化する要因と思われる具体的箇所を抽出していつ

た。その後、その具体的箇所にコード名を付けていく「コード化」を行った。この作業は、その内容を同定し分類するため、記述的なコード名を1単語や数語で名付けるのであり、そのコードは膨大なデータから適切にその部分を拾い上げたり、分類したりするために必要で、「取っ手(handle)」(Strauss & Corbin; 1990)とも呼ばれている。Strauss & Corbin (1990)は、「コード化」について、「データを分割・概念化し、新しい見地から再統合する一連の操作である。それはデータから理論を構築する、まさにその中心的なプロセスである」と述べている。

本研究では、虐待が深刻化する要因について、後

の分類作業を容易にするために、「パートナーとの関係の要因」、「加害者の要因」、「被害者の要因」、「(上記以外の) 家族関係の要因」、「関係機関との要因」、「深刻化低下の要因」の6つにあらかじめ分けてコード化することとした。

分析者は、「パートナーとの関係の要因」は細い実線で、「加害者の要因」は太い実線で、「被害者の要因」は細い点線で、「(上記以外の) 家族関係の要因」は太い点線で、「関係機関との要因」は細い波線で、「深刻化低下の要因」は太い波線で印を付け、それぞれにコード名を付けることにした。図3は実際に行った具体的箇所抽出とコード化の具体例である。

ところで、虐待が深刻化している要因と思われる箇所を抽出する際、「虐待の深刻化」の基準をどこで判断するのが問題になってくる。この点については、本研究の分析対象となる事例の説明で述べたように、関係機関の専門家が対応を苦慮し、児童相談所および配偶者暴力相談支援センターに持ち込まれるということ自体から虐待が深刻化している大きな根拠となっている。また逆に、虐待の深刻化の程度や状態をあらかじめ定め、虐待の深刻化についての評定尺度に基づいた分類をしまうと、「事例のメタ分析」とは言えなくなってしまう。そこで、本研究では、配偶者虐待についての専門家である3人の分析者が、個々の視点で虐待がどのように深刻化していったのかを指摘し、時には専門家としての深い考察に基づいた分析をすることが重要であると考えた。従って、虐待の深刻化についての基準は個々の分析者に任せることとした。

### ③ カテゴリーの生成

コード化された後、類似したコードを集めてそれらに共通したテーマや意味を抽出する作業が、「カテゴリーの生成」(Strauss & Corbin:1990)である。カテゴリーの生成に際して、コードの類似性だけではなく、事例の背景を積極的に分析した特質を示すものを選び出すことが必要である。この点については、Strauss & Corbin (1990)は、分析には文献、職業上の経験、個人的な経験、分析プロセスといった理論的感受性が重要であると指摘し、「定期的に立ち戻って問い直す」、「懐疑的な

態度を保つ」、「調査手順を踏まえること」を留意点に挙げている。この研究においても、事例を単に表面的に分析するのではなく、分析者のバックボーンとなっているそれぞれの職業的な知見や臨床経験を活かしながら分析を試み、感受性を駆使しながらカテゴリーの生成に努めた。また、カテゴリーが生成された後も、コード間の比較を続けたり、カテゴリーとカテゴリーの相互の関係を明確にしたりして、個々のカテゴリーの特徴を同定することに努めた。

### ④ 事例間の比較

一つの実例について、コード化とカテゴリーの生成を行った上で、それを上記に基準で選択された23事例についても同様に検討した。このような過程を「事例間分析 (Cross-case analysis)」(岩壁;2005)と呼ぶが、新しい事例がそれまでの作成したコードとカテゴリーで説明可能かどうかを調べ、必要であれば新たにコードを追加しながら、この手順を繰り返して分析を進めていった。そして、カテゴリーの類似性を検討しながら、上記に述べたようなカテゴリー相互の関係を明確化し、より上位のカテゴリーを生成する場合もあった。

そして、最後に、事例の抽出された具体的箇所とコード、カテゴリーの整合性をもう一度検討し、具体的箇所、コード、カテゴリーの統合性を図った。

## 3 結果

3人の分析者が23事例について、「虐待が深刻化する要因」と考えられる具体的箇所を「パートナーとの関係の要因」、「加害者の要因」、「被害者の要因」、「(上記以外の) 家族関係の要因」、「関係機関との要因」、「深刻化低下の要因」に分けて抽出し、それにコード名を付け、カテゴリーを生成した(表1はその一部を抜粋したものである)。また、表を作成する際、虐待のタイプ別(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待の5種類であるが、複合するタイプも存在した)が近接するようにした。

### (1) 分析者間の具体的箇所の抽出の一致率

分析者が23事例で抽出した虐待が深刻化する具体的箇所は、「パートナーとの関係の要因」では120箇所、「加害者の要因」では78箇所、「被害者の要

表 1 パートナーとの関係の要因の整理票

カテゴリー	タイプ	コード名	具体例	A分析者	B分析者	C分析者	
固定的で閉塞的な関係	身体・心理	親子といふ親しがる心理的支配と極端な依存(4)	妻宅を出されたら妻等を殺すと云っておりはいていた	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
	重なりやすい葛藤	身体・心理	親子といふ親しがる心理的支配と極端な依存(4)	妻宅を出されたら妻等を殺すと云っておりはいていた	○		○
		経済	妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○
経済		妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
経済		妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
経済		妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
経済		妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
経済		妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
経済		妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
経済		妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	
経済		妻の収入の減少(14)	のけぞりや身内を殺したことがあるため離婚を断る切れない	○		○	

因」では208箇所、「(上記以外の) 家族関係の要因」では79箇所、「関係機関との要因」では68箇所、「深刻化低下の要因」では112箇所であり、全体では665箇所となった。3人の分析者の抽出した箇所の一致率については、表2のとおりである。

それによると、3人全員が一致した箇所は全体の35.2%であり、いずれか2人が一致した箇所は全体の65.7%であった。要因別に見ると、「パートナーとの関係の要因」及び「加害者の要因」、「被害者の要因」、「(上記以外の) 家族関係の要因」については比較的一致率が高かった。その背景には、虐待が深刻化する要因として、上記4つの要因は比較的抽出しやすく、視点としても定まりやすかったためと考えられる。

逆に、「関係機関との要因」の一致率はどちらかと言うと低く、虐待の深刻化と関係機関との要因がすぐには結び付きにくかったことが影響していたと推測される。また、「深刻化低下の要因」については一致率をもっとも低かったが、これは深刻化している事例においてはこの要因が見出しにくかったため、分析者の視点が定まりにくかったと考えられる。

(2) 生成されたカテゴリについて

整理表をもとに、要因別にカテゴリを生成した結果は以下のとおりである。

① 「パートナーとの関係の要因」のカテゴリ

「パートナーとの関係の要因」で生成されたカテゴリは、表3に示したとおり、『固定的で閉塞的な関係』、『直面しやすい葛藤』、『コミュニケーションの不足と情緒交流の乏しさ』、『愛着と恨みの混沌とした感情』、『共依存の関係』、『支配と服

従の関係』の6個であった。

② 「加害者の要因」のカテゴリ

「加害者の要因」で生成されたカテゴリは、表4に示したとおり、『社会的未熟と依存心の強さ』、『大きな劣等感』、『抑制のきかない衝動性』、『力の誇示と暴君者的態度』の4個であった。

③ 「被害者の要因」のカテゴリ

「被害者の要因」で生成されたカテゴリは、表5に示したとおり、『孤立による無力化』、『閉ざされた価値観や思考』、『尋常でない加害者への恐怖心』、『DVと児童虐待との関連』、『DV被害による精神的ダメージ』、『自立への足がかりのなさを見通しのない将来』、『被害者性の認識のなさど加害者への依存』の7個であった。

④ 「(上記以外の) 家族関係の要因」のカテゴリ

「(上記以外の) 家族関係の要因」で生成されたカテゴリは、表6に示したとおり、『未成熟子の存在』、『児童虐待、家庭内暴力との併存』、『家族員の多問題をはらんだ家庭状況』、『距離のある家族関係』の4つであった。

⑤ 「関係機関との要因」のカテゴリ

「関係機関との要因」で生成されたカテゴリは、表7に示したとおり、『支援における利用者と支援機関のズレ』、『機関同士の連携の不十分さ』、『DVの発見の遅れとアセスメントの不十分さ』、『関係の築きにくさ』の4つであった。

⑥ 「深刻化低下の要因」のカテゴリ

「深刻化低下の要因」で生成されたカテゴリは、表8に示したとおり、『ネットワーク機能のある切れ目のない支援』、『家族の理解と協力とキーパーソン存在』、『加害者の深い内省と加害者へ

表2 分析者間の一致率

	3人の分析者	(一致率)	2人の分析者	(一致率)	A分析者+B分析者	(一致率)	A分析者+C分析者	(一致率)	B分析者+C分析者	(一致率)
全体の要因	234/665	35.2%	437/665	65.7%	326/665	49.0%	293/665	44.1%	286/665	43.0%
パートナーとの関係の要因	53/120	44.2%	91/120	75.8%	69/120	57.5%	66/120	55.0%	62/120	51.7%
加害者の要因	46/78	59.0%	61/78	78.2%	55/78	70.5%	49/78	62.8%	49/78	62.8%
被害者の要因	84/208	40.4%	149/208	71.6%	110/208	52.9%	106/208	51.0%	101/208	48.6%
上記以外の家族関係の要因	28/79	35.4%	53/79	67.1%	43/79	54.4%	33/79	41.8%	33/79	41.8%
関係機関との要因	14/68	20.6%	30/68	44.1%	22/68	32.4%	16/68	23.5%	20/68	29.4%
深刻化低下の要因	9/112	8.0%	53/112	47.3%	27/112	24.1%	23/112	20.5%	21/112	18.8%

表3 「パートナーとの関係の要因」のカテゴリー

カテゴリー名	定義
固定的で閉塞的な関係 (ア)	実際中もしくは同居や結婚してまもなく暴力が見られたり、妊娠や出産を契機に暴力が発生し、現在もそれが継続している。また、パートナー間には、身体的な暴力以外にも罵声を浴びせ、「殺す」と脅すようなことを口にする言葉による暴力がある。1回限りではなく、これらの暴力が繰り返されることにより、被害者と加害者の人間関係がもはやそれらの暴力や言葉によって固定し閉塞的になってしまっている。
直面しやすい葛藤 (イ)	パートナー関係においては、協力関係が成立しにくく、向き合うと常に葛藤を感じてしまう。そのため、互いに向き合うことを避けたり、親権や子どもの問題などで勢力争いとなってしまふ。
コミュニケーションの不足と情緒交流の乏しさ (ウ)	コミュニケーションが円滑に行かず、互いの価値観がなかなか共有できない。そのため、情緒交流が希薄になったり、パートナーに対して不倫や借金などの秘密を持ったりする。あるいは、コミュニケーションの手段として暴力を使用してしまうこともある。常に関係が不安定で、打算的な要素が入り込んでしまう。
愛着と恨みの混沌とした感情 (エ)	一方では相手のことを恨み、憎悪にた感情を持っているが、他方では愛着がある。それらが混沌となって存在しているため、被害者は加害者に恐怖心を持ちながらも別れることに未練や抵抗があったり、加害者に対して反省し立ち直ってくれるとの期待を抱いてしまい、パートナー関係は中途半端な状態を続けてしまう。
共依存の関係 (オ)	加害者はパートナーを母親代わりにして依存し、無理な要求でも応じるようにしむける。被害者も加害者の世話をやくことで相手の主体性を損なってしまう。相互に依存心をパートナーに向けて満たそうとする共依存関係が見られるため、それによる拘束力は大きくなってしまふ。
支配と服従の関係 (カ)	暴力だけではなく、言葉による威嚇やセックスの強要、監視や監禁、頻繁な電話やメール、居場所の捜索、金銭的搾取、子どもや親族の利用など、ありとあらゆる手段を使って、加害者は被害者を支配する。被害者も加害者の支配から逃げだそうとするが、逃げ場所がなかったり、逃げてでも連れ戻されたりすることから、結果的には元の関係に戻ったり、相手に詫びたりすることで、加害者に服従してしまふ。

表4 「加害者の要因」のカテゴリー

カテゴリー名	定義
社会的未熟と依存心の強さ (ア)	就労意欲がなかったり、仕事についても長続きしないなどの自立性のなさや忍耐力の乏しさといった社会的な未熟がある。また、他者に借金をしたり、何につけすぐに誰かを当てにするといった依存心の強さが認められる。この依存傾向は、対人面以外にも、ギャンブル、アルコール、覚せい剤、買い物などにも見受けられる。
大きな劣等感 (イ)	内面には大きな劣等感を抱えているため、他者から指摘されたことを被害的に受けとめたり、敏感に感じ取り、ストレスを高めてしまふ。
抑制のきかない衝動性 (ウ)	自己の欲求を調整したり抑えたりせず、すぐに表出してしまう衝動性の高さがある。そのような欲求のコントロールのしにくさは性格によるところが大きいですが、脳梗塞やてんかんなどの疾病やアルコール、覚せい剤などの影響も考えられる。
力の誇示と暴君者の態度 (エ)	自分が主人として家族を養っているとの古い家族観があるために、家庭内では自分が中心で暴君的に振る舞う。また、その役割意識が固定して融通がきかず、力を誇示することで存在を示そうとしやすい。特に、家庭内で疎外感を抱いたり、居場所をなくす状況になると、さらに力で支配しようとし、暴君的な姿勢が顕著となる。

の支援』、『避難先での安全感の確認』、『適切な情報提供と本人の主体性のある決断』、『被害者へのかかわりの工夫』の6つであった。

#### 4 考察

##### (1) パートナー関係の特徴

配偶者虐待の加害者と被害者とのパートナー関係における6個の要因を分析したところ、図4のような構造化があった。

それによると、配偶者虐待のあるパートナーと

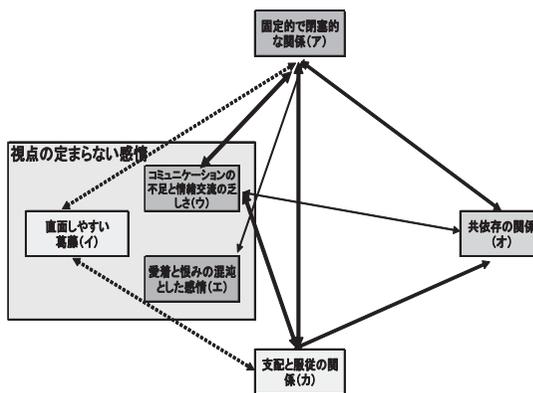


図4 パートナーとの関係の特徴

表5 「被害者の要因」のカテゴリー

カテゴリー名	定 義
孤立による無力化 (ア)	誰にも相談できなかつたり、周囲の不理解もあり、援助が途絶えてしまい、被害者は孤立し、無力化を招いてしまう。自分に自信がなく、不安感の大きい中で、何かに振り回されてしまい、エネルギーが枯れて主体的な行動が取れなくなる。その結果、さらなる自己イメージの悪化や低い自己評価となり、ますます無力化してしまう。
閉ざされた価値観や思考 (イ)	古い家族観による女性役割から抜けきれなかつたり、何かに強い執着があるために、柔軟な思考ができず、閉ざされた価値観や思考が強い。また、未熟さや知的能力の低さのために、全体を見通した問題解決が図れず、物事を一面的にしか捉えられずに、ゼロか百かといった極端な選択しかできない。
尋常でない加害者への恐怖心 (ウ)	繰り返される暴力や生命の危険を感じる暴力によって、尋常でないほどに加害者に対して恐怖心を感じる。加害者が接近してくるのではないかと、連れ去るのではないかとといった脅えもあり、被害者は身動きができなくなることさえる。
DVと児童虐待との関連 (エ)	DVの被害者は過去にも同様のDVの被害者になった経験があつたり、自分の子に対してネグレクトや身体的虐待を加える場合もある。また、DVの被害者の中には、幼少期からネグレクト環境で生育し、愛着形成が不十分であつたり、身体的虐待や自分の両親のDVを見るなど過酷な状況で育った者もいる。それらの者を見捨てられ不安が強かつたり、否定的な母親イメージを持つたり、アダルトチルドレンとして生き抜いてきている。
DV被害による精神的ダメージ (オ)	DVの被害を受け、情緒的に不安定となり、不満や怒りが爆発したり、過敏さが顕著となつたりしやすい。気持ちの整理ができずに、加害者に対しても心が大きく揺れ動く場合もある。衝動的となつたり、不安が高まるパニックや過換気の症状が出たり、落ち込みが酷くなり鬱となつたり、健忘や回避という解離やPTSDとなることもある。
自立への足がかりのなさ と見通しのない将来 (カ)	被害者は、収入や所持金がなく生計が立てられない、居所や避難先が見つからない、妊娠中で身動きが取れない、幼子がお一人では養育できない、DVの後遺症が残っているなどの問題があり、自立への足がかりがつかめない。そのため、加害者の機嫌を取って一時的に事態を取捨したり、暴力を回避するために家出や一時保護施設に逃れたりするが、いずれも急場しのぎの無計画で見通しのない対処でしかない。中には施設を無断退去して、加害者のもとに戻つたり、保護命令を取り消す場合もある。
被害者性の認識のなさ と加害者への依存 (キ)	被害者は自分が被害者であるにも関わらず、被害者としての意識が乏しく、加害者は反省していると思うと加害者任せであつたり、問題がなかったかのように振る舞う。また、再度の暴力危害の恐れがあるが、その危険予測が不十分で、事態の認識が欠けている。加害者への依存が強いために、何よりも加害者優先の思考から抜け出せず、他に拠り所がない状態になっている。

表6 「(上記以外の) 家族関係の要因」のカテゴリー

カテゴリー名	定 義
未成熟子の存在 (ア)	未成熟の子どもがいるため、子どもをおいて被害者一人で加害者のもとを離れることはできない。子どもの学校のことなどが大きな障壁となり、そのことが被害者の行動をためらわせてしまう。また、子どもや家族の中に、障害を抱えていることもある。さらには、「暴力を受けても頑張してほしい」と子どもから言われたことで、被害者のジレンマがますます大きくなつたりする。
児童虐待、家庭内暴力との併存 (イ)	加害者は配偶者への暴力だけではなく、子どもに対しても同様に暴力を振るう身体的虐待がある。また、子どもの目の前でDVを見せつける心理的虐待や学校にいかないのを放置したり、不衛生な環境に身を置かせ、食事もなく与えないというネグレクトも併存していることもある。そのような子どもの中には、愛着形成が不十分であることが見受けられる。さらに、DVの被害者は、子どもが加害者から暴力を振るわれていても止められず、そのような放任の態度が子どもから反感や不信を抱かせ、被害者への怒りとなって家庭内暴力が生じる場合もある。
家族員の多問題をはらんだ家庭状況 (ウ)	家族員それぞれに不登校や不労などの多くの問題を抱え、依存傾向が強かつたり、すぐにパニックを起こしたり、ストレスを強く感じたりしている。それ以外にも、生活基盤を揺らがす経済的困窮があつたり、子ども同士のきょうだい間での紛争が絶えなかつたりというさまざまな問題がある。
距離のある家族関係 (エ)	DVの被害者と加害者はもちろんのこと、被害者と家族の間にも意思疎通が十分ではなく、時には反発や距離を置こうとしている。中には、家族員が加害者側について、被害者の秘密を加害者に漏らしたり、DVの事実を他言しないようにと被害者に否認を強いたり家族間での意思統一が図れない。また、被害者の実家やきょうだいとの関係も希薄で、交流が乏しかつたり、関係がこじれている場合もある。

表7 「関係機関との要因」の 카테고리

カテゴリー名	定義
支援における利用者と支援機関のズレ (ア)	被害者は避難先や入所施設の提供を求めるが、適切な資源がすぐに見つからなかったり要望を満たされないことから、関係機関に不満や怒りを募らせる。一方、支援機関側は援助技量の乏しさだけでなく、具体的な支援の方法のなさ、被害者家族全体のケアをすることの難しさなどから、支援が十分に行き届かない状況に追い込まれる。その結果、支援を求める被害者と支援をする機関のズレが大きくなってしまう。
機関同士の連携の不十分さ (イ)	配偶者暴力相談センターの支援機関は警察や医療機関、児童福祉機関、福祉事務所等と密に連携を取る必要があるが、それが不十分である。また、機関をまたがる場合に、支援の一貫性がなかったり、被害者が次の機関へ円滑に橋渡しできるように配慮がなされていないために、支援が中断され適切な問題解決につながらない。
DVの発見の遅れとアセスメントの不十分さ (ウ)	支援機関によるDVの発見が遅れてしまうことにより、必要な支援ができなくなる。また、暴力等のリスクアセスメントが適切でなかったり、一回限りのアセスメントでアフターフォローがないため、事態の深刻を見落としてしまう。さらに、被害者の知的な能力、性格、生活状況等の総合的な判断がなされていないために、支援に継続性がなく表面的なものになる。情報収集の不足もアセスメントの不十分さの大きな原因となる。
関係の築きにくさ (エ)	被害者は支援への抵抗もあるため、支援者の助言等を素直に受けとめず、自分勝手に支援者との関係を打ち切ったり、約束を反故にしてしまう。また、電話での間接的で手軽な支援は求めるが、来所するなどの行動にはなかなか結び付かず、支援者側も被害者との関係の築きにくさを感じる。さらには、被害者の感情に圧倒され、支援者がどのように関係を取るべきかに困惑されることもある。

表8 「深刻化低下の要因」の 카테고리

カテゴリー名	定義
ネットワーク機能のある切れ目のない支援 (ア)	関係機関がネットワーク機能を発揮した連携ができている。また、被害者らがそれぞれの機能を利用しやすいように橋渡しが円滑になされ、切れ目のない支援ができています。また、機関同士がカンファレンスなどを通じて意思疎通を図り、時にはネットワークを広げて臨機応変に対応したり、配慮の行き届いた関わりをしている。
家族の理解と協力とキーパーソン存在 (イ)	被害者を理解し協力してくれる子どもや親という身近な家族の存在がある、あるいはそれに代わる親族や友人がいる。特に、被害者にとっても、ケース全体にとっても欠かせないキーパーソン存在がある。その存在によって、被害者はエンパワーメントされ、危機場面を乗り越えたり、借金をしてでも事態を変えていこうとする動きとなり、解決の糸口を見つけられる。
加害者の深い内省と加害者への支援 (ウ)	加害者が暴力を振るったことを率直に認め、反省して、被害者に謝罪する。同時に、被害者の支援だけではなく、そのような加害者にも改善に向けたプログラムを関係機関が提供するなどの支援をしている。そうすることにより、暴力を用いない適切なコミュニケーションが夫婦間でできるようになる。
避難先での安全感の確認 (エ)	危機的状況から逃れるため、被害者が実家や親戚宅、友人宅、一時保護所、シェルター、警察、婦人相談所等の避難先を早期に見いだし、そこで身の安全を感じ取れている。一時的にせよ、ここなら安心できるという感覚を取り戻すことができている。
適切な情報提供と本人の主体性のある決断 (オ)	DVについての知識や保護命令等の法律的な知識といった情報を適切に被害者に提供している。そうすることにより、混乱した状況の中で、現時点では何ができて何ができないのかを冷静に把握し、被害者本人が主体性を持って事態に立ち向かえるようになっていく。いわば、これまで加害者との関係で受動的であった被害者が、自分の意思によって主体的に動き始めようとして決断している。
被害者へのかかわりの工夫 (カ)	被害者の特性をよく理解しながら、ケースに応じた工夫や粘り強い関わりを支援者はしている。そうすることにより、被害者等の信頼を得ることにつながっている。同時に、被害者が自己の被害者性を自覚できるようになっている。

の関係では、『支配と服従の関係』と『共依存の関係』が大きな特徴として取り上げられ、しかもその関係が『固定的で閉鎖的な関係』になっていることが指摘できる。そして、そのパートナー関係には『コミュニケーションの不足と情緒交流の乏しさ』、『直面しやすい葛藤』、『愛着と恨みの混沌とした感情』などからくる「視点の定まらない感情」が存在する。

① 支配と服従の関係

本研究の対象となった23事例の中で、1事例だ

けが心理的虐待の事例であったが、それ以外はすべて身体的虐待が伴う事例であった。ほとんどの配偶者虐待においては、その多くが暴力によって相手を支配し服従させようとしていることが認められる。そして、支配と服従の関係をもっとも極立たせるためには、加害者は暴力を使用することによって相手を制圧させ、自分自身もその暴力で自己のパワーを感じる。逆に被害者の立場からすると、暴力は被害者の無力化を促進させ、相手に服従せざるを得ない状況に追い込んでいく。

ただ、加害者は暴力だけによって支配と服従の関係を被害者と築いていくわけではない。暴力以外にもさまざまな手段で被害者を支配しようとしていることが事例にも顕著に現れている。

その中でもしばしば見られるのは言葉による暴力であり、「逃げると子を殺す」(事例20)、「実家をめちゃくちゃにしてやる」(事例6)と被害者を脅迫している。また、外出や電話等の禁止により、被害者に外部との接触を遮断させたり(事例19)、極端な場合は被害者を自宅に監禁状態にさせてもいる(事例20)。あるいは、生活費を渡さないなど家計の実権をすべて加害者が握り、被害者の経済的無力化を図ったり(事例10、14、19、22)、性の強要をすること(事例12、16)によって支配と服従の関係を強固に築こうとする傾向が見られた。さらに、被害者が加害者のもとを飛び出し一時保護所等に避難をした後も、加害者はひっきりなしに電話をかけてきたり(事例2)、子どもを出汁に連れ戻そうとしたり(事例2、20)、被害者の友人を使って説得する(事例8)など、あの手この手を使って支配から逃さないように加害者は振る舞っていた。

そのような加害者の支配に対して、被害者自身も「夫の機嫌をとったり、ひたすら詫びることで何とかその場をおさめたり」(事例2)、「一切逆らわずに言うことを聞いて生活すれば、夫も落ち着くだろうと思った」(事例21)というように、服従をすることによる問題解決をしようとしやすい。

## ② 共依存の関係

加害者と被害者は互いに独立した存在とはならず、むしろ相互に依存しあう傾向が極めて強く、もたれ合いながら自分を支えているといった関係性が認められる。そもそも「共依存」はアルコール依存症者とその家族との関係から取り上げられ、アルコール依存という嗜癖は本人だけではなく、「ちょっとだけなら」というように本人に飲酒を可能にさせるイネイブラー(eabler)としての配偶者もしくは家族の存在があると考えられてきた。

配偶者虐待においても、この「共依存」はパートナー関係で認められる。具体的なものとしては、トラックの運転手である加害者は家族と離ればなれになる寂しさに耐えられず、被害者や子どもを仕

事中も同伴させてトラックで移動する生活を1年2か月も続けていた(事例12)。これなどは、加害者の依存もさることながら、被害者の方でもその依存を受け入れ、常識を越えた生活を互いに送り続けたと言える。別の事例では、我慢が足りずに転職を繰り返す加害者に対して、被害者は仕事の斡旋を続けたり(事例9)、一旦は家を出て別居したにも関わらず、仕事が決まらずしばらく居候をさせてほしいと願った加害者の要求をいとも簡単に被害者は受け入れている(事例4)。これらの事例においても、相手を突き放したり、距離を置いた関係が取れず、加害者も被害者に依存する代わりに、被害者も加害者の依存を許し、自身もどこか相手に依存している例と言える。極端な場合は、加害者の暴力を自分自身に対する愛情であると受け止め、「愛情があるからいろいろと言うのだと思い、もっと頑張らねばと思った」といった被害者もいた(事例21)。この点に関して、斎藤(1999)はこの共依存は双子のように相互に良く似た外見をしていると述べ、共依存にあって親密性にない属性は、①自己中心性、②不誠実(不正直)、③支配の幻想、④自己責任の放棄ないし他者からの非難への恐れ、⑤自尊心の欠如、であると指摘している。

いずれにせよ、加害者の依存だけでなく、それに対する被害者の認知のあり方や被害者を含めた共依存が問題をこじらせ、加害者の問題行動を助長させ、ますます虐待が深刻化していくと考えられる。

## ③ 固定的で閉鎖的な関係

上記で説明した『支配と服従の関係』や『共依存の関係』は虐待が深刻化してきて生じたものではなく、多くの事例において、つき合った当初や結婚当初、あるいは子どもを妊娠した頃から存在し、当時から暴力が発生し、同様の関係が構築されてきている。そして、現時点ではその関係が慢性化し、あるいは固定化して、もはや容易には変えようもない状態に至っている。具体的には、暴力はこれまでからなかったものの、加害者の自暴自棄ともとれる言葉による暴力によって被害者の恐怖心が慢性化し、加害者に逆らえないばかりか、加害者との関係を改善しようとも思わなかった事

例（事例 21）があった。このような事例においては、虐待を通じて結ばれるトラウマ的人間関係が顕著に見られることがしばしばあり、仮に暴力が使用されなくなってもこれまでのトラウマの経験があることにより、被害者は加害者のもとを離れようとはしなかったり、逆にその関係にしがみつくと事態になってしまいやすい。西澤（2004）はこれを「トラウマ性の体験による結びつき」と称し、被虐待者が虐待者に対してしがみつきの結つきを求めるが、トラウマのゆえにさまざまな歪曲を伴ったものとなりやすいと説明している。外から見てみると、被虐待者は虐待者から逃げ出せばいいのと思う状況でさえ、被虐待者は虐待者のもとを離れようとはせず、虐待者にしがみつくのはこのためである。

固定的な関係について、客観的な立場や視点から眺めると非常に奇妙に、しかも不思議に映るかもしれない。しかし、「支配と服従」、あるいは「共依存の関係」のもとでは自分自身を客観視しにくいばかりか、外からの情報や助言を受け入れにくく、外部とは切り離された極めて閉鎖的な関係を維持してしまいやすい。仮にそこから一時的に抜け出せたとしても、すぐにまたこれまでのパートナー関係に戻ってしまいやすいのはこのためである。

#### ④ 視点の定まらない感情

加害者と被害者のパートナー関係の成り立ちを見ると、交際してすぐの婚姻であったり、生活のためと打算的に結婚したり（事例 23）、実家におりづらくなっただけに不本意ながらも結婚した（事例 22）という事例があった。つまり、十分な時間をかけて互いの関係をはぐくんだものではなく、情緒的な交流や意思疎通がまだ成熟していないところでの結びつきなのである。

また、婚姻後も浮気や不倫の関係があったり（事例 6、17、18、23）、夫には内緒の借金があるなどの隠し事が存在している事例もあった（事例 16）。これらはいずれも意思疎通の欠如、あるいはコミュニケーションの不足を物語っているように思え、パートナー関係における情緒交流の乏しさを示している。他国籍の配偶者と婚姻している事例も 2 つあり、異文化での価値観の違いを痛感したり（事例

1）、児童扶養手当を受給するための偽装結婚をしていた（事例 14）。これらもまたコミュニケーションの不足や情緒交流の乏しさを如実に示していると考えられる。さらに、子どもの目の前でセックスを強要する事例（事例 12）などでは、相手のことを配慮しない交流のあり方が指摘できる。

お互いにコミュニケーションが乏しい上、パートナー同士が直面するのはさまざまな問題への葛藤となりやすいのもパートナー関係での大きな特徴である。例えば、子どもの養育に関する問題（事例 2）、子どもの親権問題（事例 1）が具体的には見受けられた。あるいは、子どもが成長して巣立ち、家の中に残されたのは加害者と被害者の夫婦だけとなり、いやがおうにも向かい合った生活を強いられるようになり、それが大きな葛藤となった事例（事例 23）もあった。

そして、もう一つの特徴は被害者は加害者に対して愛憎の入り交じった感情を抱いていることである。被害者は愛想を尽かして加害者のもとを離れたものの、加害者から謝りのメールが頻繁にくることで、すぐに気持ちを愛着に転じて加害者のもとに帰宅する（事例 18）。あるいは、相手に許せない気持ちを一方では持ちながらも、「反省すれば帰宅をしてもよい」といった未練も相当に抱いていたりする（事例 6、21）。また、加害者も被害者に暴力などの虐待を加える一方、自分のもとを離れてもらいたくないといった相反する感情を抱いている。いずれにせよ、被害者は視点の定まらない感情ゆえに加害者に対しても大きく揺れ動き、加害者もやはり視点が定まらないために情緒不安定となってしまう。

以上を総合すると、次のようにまとめることができるかもしれない。つまり、コミュニケーションが不足して情緒交流が乏しいため、相手のことを十分に理解しにくくなる。しかし、パートナー間にある葛藤を通じて、お互いに向き合わざるを得なくなり、相手に対する愛着や恨みといったさまざまな感情が想起され、それによって行動が揺れ動いてしまう。これらに共通するところは、加害者も被害者も自己を客観的にとらえることができず、自分自身の視点も右往左往をして感情がなかなか定まりにくくなり、問題の見極めができず

に事態の深刻化を招いてしまうと考えられる。

ところで、中村（2002）は Dutton（1995）をはじめとするこれまでのバタラー研究を踏まえて、暴力的な男性の共通特性を、①家庭のトラブルの責任を殴る対象となる相手に向かって転嫁する、②相手の自律性を否定する、③妻を一人の人間として見るのではなくシンボルとして見る傾向がある、④結婚して生活し夫婦であることへの期待に固執している、⑤被害者は自分に対して魅力を感じているのだと思っている、⑥親密さの欠如あるいは歪んだ親密性が虐待関係には存在する、の6つを挙げている。①は本研究におけるパートナー関係の「直面しやすい葛藤」のカテゴリーにも関係し、加害者は葛藤に際してすべての責任を被害者になすりつけてしまいやすい。②はまさに「支配と服従の関係」であり、加害者は被害者を支配し所有化してしまうことを示している。③は加害者は被害者である妻が自分の母親のように振る舞うことを期待するというもので、「共依存の関係」を助長させることとなり、④は夫としての役割、妻としての役割を厳格に考え、それにしばられてしまいやすいといった「固定的で閉鎖的な関係」に通じるところがある。⑤のような一方的な情緒交流や認知の歪み、⑥の歪な親密さは、「コミュニケーションの不足と情緒交流の乏しさ」や「愛着と恨みの混沌とした感情」といったカテゴリーに関連するとも考えられる。

## (2) 加害者の特徴

加害者の特徴として4個の要因を分析したところ、図5のような構造化があった。

### ① 社会的未熟さと依存性

加害者の中には、就労が続かずに転職を繰り返したり、退職をして無職状態を続ける者がいる（事例9、21）。また、そもそも自立心に欠け、被害者の収入や生活保護費、保険金を当てに暮らす者もあり（事例4、8、23）、社会からひきこもり状態となっている場合もあった（事例21）。そこに共通するのは計画性の乏しさであったり、社会的責任感のなさであるが、総じて言えば、未熟な社会性が指摘できる。

また、加害者は極めて高い依存性を有していることが事例の中に如実に出ています。加害者が自分

自身の母親にいつまでも過剰な依存をしている（事例5）、妻以外の女性に依存する（事例12）、ギャンブルに依存する（事例12、23）、アルコールへの依存がある（事例5、13）、覚せい剤などの薬物への依存がある（事例18）、買い物への依存がある（事例21）などがあった。すでに上記「パートナー関係での特徴」で述べた共依存もこの中に含めて考えられる。

この依存性は上記の未熟な社会性が存在するための結果なのか、依存性があるためにいつまでも自立できない未熟な社会性を生んでいるのか定かではないが、両者の関係は切っても切れないと言える。

### ② 力を誇示する暴君的態度

加害者には家庭の中では常に自分が中心でなければ気が済まず、自分の思いどおりに事が進まないと憤りを爆発させ、力を誇示してまで威厳を示そうとする傾向が見られた。これは上記の未熟な社会性からくる自己中心的な幼児的思考との関連も深い。もしも精神的な成熟が認められれば、人間関係を調整したり事態を暴力以外の方法で解決できるはずであるが、それが備わっていないがために力を誇示した強引な問題解決姿勢となってしまう。そして、力を必要以上に誇示しようとする背景の一つには、自分自身に対する劣等感が見え隠れしている。

暴君的態度は家父長制度があった古い価値観に根ざしていることもあり、「男は働いて金を家庭に入れる」という古い考えを持っていたり（事例5）、事あるごとに加害者は被害者について「ただ飯喰い」と罵倒し、「俺がルールと豪語し何かにつけて

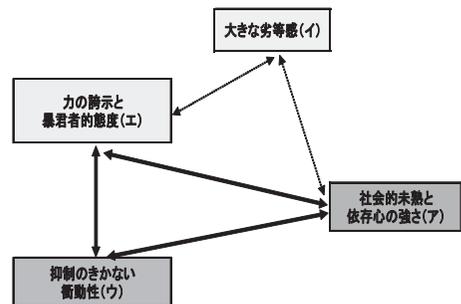


図5 加害者の特徴

被害者を人間扱いしない」という者もいた（事例22）。力を誇示する別の例としては、後先を考えず友人にお金を貸したり、飲食代を奢ったりといった行動に出る者もあり（事例9）、暴力や金、権力によって相手に接しようとする姿勢が見られた。

③ コントロールがきかない衝動性

上記の未熟な社会性や暴君的態度に加え、そこにコントロールのきかない衝動性が付け足されると、虐待はますます深刻化してしまう。事例の中にはこの衝動性の高さが深刻化を招く大きな要因と指摘できるものが多かった（事例2、6、7、12、20、21）。また、覚せい剤などの薬物やアルコール、てんかんという疾病によって、衝動性が高まる事例もあった（事例11、12、18）。

(3) 被害者の特徴

被害者の特徴として7個の要因を分析したところ、図6のような構造化が図れた。

① 孤立による無力化

パートナー関係における特徴で指摘したように、被害者と加害者の関係は閉鎖的であるため、被害者は関係外の人に相談をしなかったり、悩みをはき出す場所がなく、外部から助言や援助が受けにくい（事例4、23）。あるいは、相談はしたものの、周囲の不理解もあって、援助が途絶えてしまう事態になってしまうこともある（事例1）。そうすると、被害者はしだいに八方塞がりの状態に陥り、動きが取れなくなり孤立化していく。事例では、嫁姑の確執があり、家の中での居場所をなくし、自殺未遂行為にまで至ったり（事例5）、実家に戻ったものの、これ以上は親に迷惑はかけられないと感じる被害者がいた（事例19）。

ここに共通するのは、被害者の無力化である。無力化を招く背景には、加害者から経済的搾取に

あって困窮し、動こうにも動き出せないという事態に陥っていることもある（事例19、22）。また、自分なりに努力はしたものの、自力では事態がいつに改善されないという状況がますます無力化を招いたり（事例16）、そもそも被害者の持っている自己イメージの悪さや自信のなさが無力化を増大させている場合もある（事例22、23）。さらに、高齢で持病を抱えていること（事例13）や妊娠中であること（事例15）など身動きが取りにくい条件が重なっていることもある。

この無力化こそが被害者が虐待状況から回避できずに身を置いてしまうことになり、虐待の深刻化の大きな要因となる。そのため、被害者には何よりもエンパワーメントが必要で、そのような視点を持った支援が欠かせない。エンパワーメントについて、森田（2006）は「人は皆生まれながらに様々な素晴らしいパワーを持っているという人間観から出発する。そのパワーの中には自分を癒やす力、降りかかってきた問題を解決する力、そして人権というもある」と説明している。そして、このような前提のもと、いじめ、体罰、虐待、暴力などの個人のパワーを傷付ける外からのさまざまな外的抑圧によって、「自分はたいした人間ではないのだ」と自分で自分のパワーを傷付けてしまいやすいが、本来持っている力を取り戻して、自分への信頼を回復させ、自分の尊さや素晴らしさを再び生き生きと息づかせることが重要であると森田は述べている。

② 閉ざされた価値観や思考

被害者の中には、古い家意識や夫婦観にとらわれ、それを今もなお引きずっている場合がある（事例5）。そのため、加害者である夫が自分勝手なことをしても、一家の主として尊重しなければいけないと信じ込んだり、妻はそんな状況の中でも夫を支え堪え忍ぶことが当たり前といった窮屈な価値観を持っていたりもする。そればかりでなく、物事を一面的にとらえたり、自分を客観的に見つめることができず、周囲との考え方や価値観の大きな開きに気づかなかったり、中にはゼロか百という両極端な思考をしてしまう事例（事例19、23）もあった。さらに、社会性が未熟であったり、知的な能力が低いばかりに、柔軟な思考ができず、暴

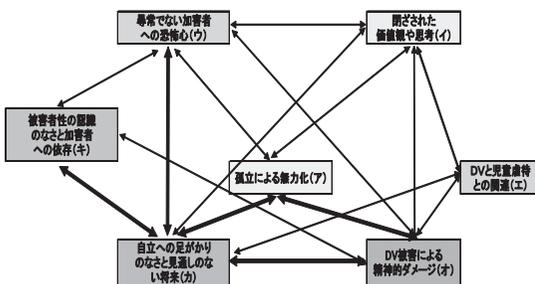


図6 被害者の特徴

力を受け続けている現状から抜け出せなかったり(事例17)、要求が現実離れして、現状との折り合いが付きにくい事例もあった(事例22)。

ここに共通するのは、閉ざされた価値観や思考であり、それがあつために事態への柔軟な対処ができず、発想の転換を図れずに苦悩してしまう。

### ③ 尋常でない加害者への恐怖心

被害者は加害者の繰り返される暴力、あるいは存在そのものにさまざまな恐怖心を抱く。事例には肋骨や鼻骨を骨折したり、首を絞められるなどの生命の危険を感じるほどの暴力を振るわれた被害者もあった(事例2、17、19)。被害者は常に生活の安全感が脅かされ、精神状態が悪いにも関わらず相談機関に出かけられなかったり、加害者から遠く離れた遠方の施設でなければ不安でたまらないといったPTSDの症状を呈する人もいた(事例10、17)。

このような尋常でない加害者への恐怖心は、今いる被害者の居所を探し当てられるのではないかと心配したり、子どもを連れ去られるのではないかと脅え、身動きが取れなくなってしまう(事例1、7)。ましてや、夫に無断で預金に手をつけるといったことはいくら経済的に困窮していてもできないと主張する被害者もあり(事例5)、加害者の領域に立ち入ることへの恐怖の高さを示している。

### ④ DVと児童虐待との関連

配偶者虐待の被害者は加害者からの暴力をいかに回避させるかを何より優先するため、子どもの養育がおろそかになったり、子どもよりも夫の要求を満たし、夫の機嫌を損ねないようにすることで自分の身の安全を守ろうとしやすい。また、先の『孤立による無力化』で述べたように、暴力によって被害者の無力化が進行し、子どもの養育まで手が回らなかったりもする(事例1、17)。そして、時には過酷な状況のストレスや不安の解消のために、今度は被害者自身が子どもに暴力を振るう身体的虐待となったり、子どもに関心や愛情をかけないなどのネグレクトや心理的虐待になってしまう事例もあった(事例14)。

被害者の中には過去に児童虐待の被害に遭っていたという者も少なくない。幼少期から虐待環境で育ち、見捨てられ不安が強いなどの愛着形成が

不十分であったり、過去に自分の両親の配偶者虐待を目撃させられるという心理的虐待を受け、否定的な母親イメージを持っていたり、アダルトチルドレンとしてこれまで生き抜いてきた者もいた(事例12、17、23)。あるいは、加害者と婚姻する前にも、配偶者虐待をする前夫と婚姻し、そこでも被害者は暴力の被害を受ける経験をしていた(事例23)という配偶者虐待の被害者を反復する場合もある。

以上のように、配偶者虐待と児童虐待との関連を時系的に探っていくと、子ども時代に児童虐待を受け、年月が経ってまたもや配偶者虐待に遭遇してしまうことがある。これに関して、Gelles(1976)はニューハンプシャー州の2つの都市で80家族に対して面接調査を行い、夫に虐待された妻が助けを求める場合の決定的要因について考察している。その要因の一つに、幼少期における暴力経験が挙げられ、自分自身が親から虐待をされるなど暴力行為に接することが多いほど、あるいは両親の殴り合いに接したことの多い女性ほど配偶者暴力の被害者になりやすいと述べた(同様のことがKantor(1989)、Riggs, Caulfield & Street(2000)によっても報告)。そして、Gellesはその理由を、「幼少期における暴力経験は、暴力行為の役割学習を促進し、同時に暴力を容認する価値観を形成させると考えられるものである。また、幼少期における同様な経験は、暴力の犠牲者としての役割をも促進させるとも考えられる」としている。確かに、暴力が存在する家庭で育った子どもは暴力のない家庭で育った子どもに比べて、暴力には親和的となって許容度が高くなることは確かかもしれない。しかし、それだけではこの児童虐待から配偶者虐待への移行について十分な説得力を持つとは思えず、そこには子どもの頃の虐待経験が自尊心の欠如、感情のコントロールの低下、気分不安定や過敏性、抑うつ状態、恨みの感情などのさまざまな情緒的問題を引き起こし、それが配偶者の新たな暴力を誘発する引き金になっているように筆者には思える。実際、児童期に暴力を体験したDV被害者は、PTSDを含む精神医学的診断の有病率が高いという報告もある(Astin, Lawrence & Foy; 1993、Roberts, Lawrence, Williams & Raphael;

1998)。

ここで配偶者虐待の被害者から見た視点でもう一度、児童虐待と配偶者虐待の関係を整理すると次のように言える。まず、配偶者虐待そのものが児童虐待であるという同時進行のものがある。これは児童虐待防止法の2条4項にあたる「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」であり、子どもの前で配偶者虐待を見せつける行為は心理的虐待そのものであるというものである。

次に、配偶者虐待が生じた結果として、その被害者は自分の子どもの養育を放棄したり、怒りの矛先を加害者に向けるのではなく、無関係な子どもに向けて暴力となったり、心理的虐待となってしまう場合が考えられる。

最後に、過去にも児童虐待の被害に遭い、婚姻後も配偶者から虐待の被害を受けるといった同一被害者の中での児童虐待と配偶者虐待の関係が取り上げられる。

#### ⑤ DV被害による精神的ダメージ

配偶者虐待は、被害者に身体的外傷の被害を被らせることもあるが、それ以上に大きな精神的なダメージを与える。その精神的ダメージはさまざまな形で表出されるが、事例の中では気分がさえないかったり、うつ状態になる者が多かった(事例4、12、19、23)。また、怒りや攻撃性がわき出て、衝動性が高くなったり(事例14、17、23)、不安によるパニック障害や不眠、過呼吸となる場合もあり、これも精神的ダメージの影響と考えられる(事例1、14、19)。中には暴力を振るわれたこと自体を思い出せなかったり(事例9)、具体的で核心となる話は避けようとした(事例16、22)、どこか感情を切り離れた応答をしやすい(事例21、23)などの解離と見られたり、PTSDに当てはまる症状を呈する者もあった。

このように精神的ダメージを受けたことにより、情緒が不安定になり、精神科受診やカウンセリング等の医療的ケアを受けている事例が多かった(事例6、7、9、10、12、17、23)。また、このダメージによる影響として、先の『孤立による無力化』や『閉ざされた価値観や思考』が促進され、次に述べる『自立への足がかりのなさで見通しのない将来』を生んでしまうのかもしれない。

#### ⑥ 自立への足がかりのなさで見通しのない将来

被害者は就労ができないなどの理由から所持金がなく、経済的に困窮をしていることから加害者のもとを離れて一人で生計が立てられない。そのことが虐待を深刻化させることにもなりやすい(事例1、4、7、8、11、12、17、19、22、23)。また、加害者からの暴力を逃れるため避難所や住居を転々とするが、生活がいつまでたっても不安定であったりする(事例2、19)。そんな自立のしにくさという背景もあってか、一時保護所等に身を隠しても、すぐに加害者のもとに再び帰ってしまう事例も少なくない(事例3、7、8、9、10、13、14、17)。

それ以外に自立の障害となることとして、被害者には子どもがあり、子どもを置いて自分だけが加害者のもとを離れるわけにはいかなかったり(事例4、8、13、16、17、18)、自分の親や親族にまで加害者の被害が及ぶのではないかと心配する者もいた(事例6、11、20)。中には妊娠をしているので身動きが取れなかったり(事例6)、加害者と離婚をすると日本への帰化手続きがしにくくなるなど不利な条件下に置かれている被害者もいた(事例18)。つまり、被害者は自立への方向性が定まらないばかりか、足がかりさえつかめないのである。

内閣府(2007)の「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」で、配偶者から暴力を受けた被害者を対象に、被害者の置かれている状況、自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調査を実施した(回答799人)。それによると、被害者が相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)がもっとも多く、以下、「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)となっていた。この結果からもわかるように、被害者は住居、就労、経済、手続、健康、子どもなど、生活のあらゆることで困難をいっぱい抱え、自立の足がかりがつかみにくいと言える。

そのような状況もあって、被害者は加害者の機嫌を取って一時的に事態の収拾を図ったり、加害者の怒りを鎮めるために保護命令を取り消したり

と目先の解決で事態を乗り切ろうとしやすい（事例2、3、9、13）。そうすると、問題は繰り返されるだけで事態はいつこうに改善されず、将来の展望を開けぬままの被害者はさらにその場限りの優柔不断な態度とならざるを得ない（事例9、13、14、15、17）。

⑦ 被害者性の認識のなさとか加害者への依存

被害者は自分が被害者であるにも関わらず、どこか被害者としての意識が乏しいのも、虐待が深刻化してしまう一つの要因である。被害者は安易に、「(加害者は)反省していると思う」と考えたり、これまでの暴力が何も問題がなかったかのように振る舞い、事態の深刻さを認識できない人もいる（事例6、8、12、14）。また、再度の暴力危害の恐れがあるにも関わらず、その危険予測が不十分で、加害者のもとに簡単に戻ってしまったり、第三者を交えずに加害者と二人だけで話し合ったりもしてしまう（事例6、10、17、18、19）。いずれにも共通するのは、被害者が自己の被害者性をしっかり認識しないことであると言える。

被害者がこの被害者性の認識を持ちにくいには、Walkerの指摘した「暴力のサイクル」があることも一因で、いつもいつも加害者は暴力を振るっているとは限らず、被害者に謝罪したり、愛情のある態度を示す時期もあるからである。そのため、被害者はこれまでの加害者の暴力を安易に帳消しにしてしまいやすい。また、このようなサイクルが繰り返されるうちに、被害者自身の認識が麻痺してしまう。例えば、被害者は自分がいなくなると加害者が困り果ててしまうと不憫に感じたり、加害者の暴力が自分のせいであると思込むなどはその典型である。

これらの点に関して、信田（2002）は被害者性という言葉を使わず、「当事者性」として取り上げ、「当事者性をもたなければ外部に援助を求めることは困難である。援助者の側も、求められなければ従来は動けなかった。しかしそのような姿勢が被害者に対して重大な人権と生命危機をもたらすことは、すでに多くの事件で明らかになっているのだ。したがって『当事者性のなさ』こそが、外部からの介入を必要とし、正当化し、要請しているのである」と述べている。つまり、被害者が自

分の被害者性（当事者性）を認識できないことが虐待の深刻化につながり、逆に言えば、被害者性（当事者性）を認識することが虐待からの回復の第一歩となり、同時にわれわれ援助者の支援の足がかりとなる。

以上のような被害者の要因がカテゴリーとして抽出されたが、その関係を見ると、ある要因と別の要因が原因と結果の関係となったり、並列に位置するなど、相互に絡み合っている。例えば、『孤立による無力化』を招くのは、『閉ざされた価値観や思考』を被害者は持ちやすいこととも関係したり、『尋常でない加害者への恐怖心』があるために、自分は何をしても駄目といった無力感を引き起こすのかもしれない。ときには、『孤立による無力化』が『DV被害による精神的ダメージ』のようなダメージとなってしまう場合もあるであろうし、その結果として『自立への足がかりのなさで見通しのない将来』を生んでしまうかもしれない。そして、被害者は加害者に対する恐怖心は持ちながらも、すぐに加害者のもとを離れて自立に向かうことができず、加害者に依存せざるを得なくなると、『被害者性の認識のなさとか加害者への依存』が問題になってきて、ますます虐待は悪循環となり深刻化していく。要するに、虐待の深刻化していく事例においては、それぞれの要因が独立変数ではなく、従属変数となって相乗効果を生んでいるようにも思える。

(4) 家族関係の特徴

家族関係の特徴として4個の要因を分析したところ、図7のようにそれぞれの要因が他の要因と関係していた。

① 未成熟子の存在

加害者や被害者の家族関係において、未成熟子

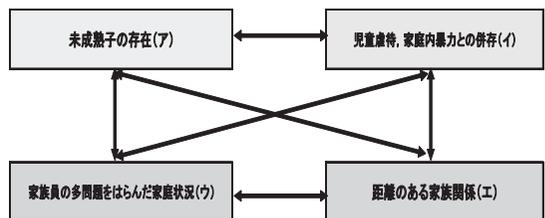


図7 家族関係の特徴

がいることが虐待の深刻化の一要因になっていた。中にはその子どもが知的もしくは身体的な障害のハンディキャップがある事例もあった（事例3、4、6、18）。この未成熟子がいなければ、被害者は加害者のもとを離れやすく就労もしやすかったのではないかと思われ、学校を転校するやっかいな手続をせず、気軽な居所選択ができたかもしれない。そんな子どもの中に、「暴力を受けても（被害者には）頑張っしてほしい」と言う者もあり、それが被害者にとってはますます足かせとなり大きなジレンマに陥っていくといった事例もあった（事例19）。このように未成熟な子ども、あるいは障害を抱えた子どもがいると、被害者の行動にも制限がかかってしまい、そのことが虐待から逃れにくくさせてしまう。

## ② 児童虐待、家庭内暴力との併存

すでに被害者の特徴のところで、『DVと児童虐待との関連』として、配偶者虐待の被害者が自分の子どもに児童虐待を行うことや配偶者虐待の被害者は過去には児童虐待の被害者であったり、配偶者虐待の被害者であることを述べた。この傾向は被害者だけではなく、加害者についても言え、Rosenbaum & O'Leary (1981a、1981b) は、生育家庭において両親間の暴力を目撃した経験を持つ夫ほど、あるいは親からの暴力を受けた経験を持つ夫ほど、妻に対して暴力を振るいやすいと報告している。Riggs, Caulfield & Street (2000) も、児童及び青年期における家庭内での暴力体験は、成人後にDV被害者もしくはDV加害者のいずれのリスクファクターになると述べている。また、Kantor & Straus (1987) は、暴力を是認するという暴力肯定的態度を持つ夫に妻への暴力が多いとしている。

ここでは、それ以外にも配偶者虐待と児童虐待、あるいは家庭内暴力といった連鎖が指摘できる。

配偶者虐待のある家庭には、加害者の暴力が妻である被害者だけに向くのではなく、子どもに向くという児童虐待を併存している場合がある。本研究の対象事例では、配偶者虐待と児童虐待が併存する事例は数例あり（事例10、11、17、18）、その中には加害者は被害者の連れ子にも身体的虐待を加えていたものがあつた（事例18）。また、暴

力という形は取らずとも、親が子どもに関心や注意を向けず、放任や遺棄となってしまう事例もあり、子どもに愛着形成不全が見られる事例もあつた（事例12）。

児童虐待と配偶者虐待の関係は非常に密接であるところから指摘されてきた。その代表的な研究には、まずStraus (1990) による6000人以上の被験者を対象にした大規模な研究がある。彼は、配偶者暴力の加害者の49%が子どもに身体的虐待を加えていたことを明らかにし、配偶者暴力はあるが子どもには暴力を振るわない男性はわずか7%であったと報告した。また、Bowker, Arbitell & McFerron (1988) が配偶者虐待の被害者女性に対して行った調査では、加害者の70%が子どもにも身体的暴力があつた。さらに、Suh & Abel (1990) はシェルターに入った配偶者虐待の被害女性300人の調査をしたところ、加害者の40%が子どもに身体的暴力を振るっていたことを明らかにした。わが国では内閣府男女共同参画局(2006)の調査では、これまで配偶者から何らかの被害を受けたことのある608人に、虐待行為を受けていることを子どもが18歳未満の時期に知っていたかどうかを尋ねたところ、目撃していたと回答した人は2割で、目撃まではしていないが音や声、様子などから知っていたという回答を合わせると、ほぼ3人に1人は配偶者からの行為を子どもは知っていたと答えている。さらに、そのうちの7割近くを占める人がそのことが子どもの心身に影響を与えたと思うと答えていた。

ところで、配偶者虐待が存在するところに、子どもが親に暴力を向けるという家庭内暴力も伴っている場合がある。配偶者虐待と家庭内暴力が併存する事例では、子どもが母親である被害者に激しい怒りを抱いて暴力を振るったり（事例11）、子どもが父親である加害者と同じように被害者にわがまま放題を述べたり、「お前が悪い」と被害者を責め続けることも見られた（事例16、19）。

このような現象は、暴力の学習や暴力を振るう親への同一視というメカニズムで説明ができる。また、児童虐待の被害者である自分自身を脱却させるために、パワーとしての暴力を使用することもしばしばあり、それが家庭内暴力につながった

と見ることもできる。児童虐待を受けた子どもは暴力を振るう親をみていて、暴力こそが一番のパワーであることを他の人以上に思い知っている。そのため、虐待を受けた惨めな自分から抜け出すためには、そのパワーとしての暴力を手に入れることが何よりも虐待からの克服の近道であると直観するのもかもしれない。それが、親や家族、動物への暴力、あるいは後の配偶者への暴力に移行していくと考えることもできる。虐待においては、「被害と加害の逆転現象」が生じることも多いが、ここではそれが暴力によって簡単に立場を逆転させ、虐待の被害者から加害者へと立場の転換が図られるのである。

### ③ 家族員の多問題をはらんだ家庭状況

配偶者虐待のある家庭内には、上記のように児童虐待や家庭内暴力などの問題だけではなく、多くの問題が見受けられる。貧困など経済的困窮があったり（事例12、18、20）、3世代同居家族にまつわる複雑な人間関係のもつれがあったり（事例5）、情緒不安定やストレスを抱え、家出などの非行や不登校といった子どもについての問題が存在する場合もある（事例3、7、10）。

いずれにせよ、虐待という問題が単独で生起するのではなく、さまざまな問題を背景としながらそれが絡み合っ、さらに多くの問題へと広がり膨らんでいくと考えられる。

### ④ 距離のある家族関係

被害者と加害者の関係については、上記「パートナーとの関係の特徴」で述べたが、それ以外の家族関係の特徴として取り上げられるのは、どこか距離のある家族関係もしくは親族関係であるということである。

例えば、被害者と子どもの親子関係では意思疎通が十分ではなく、子どもの側は時には反発や被害者と距離を置こうとしているところが見られる（事例7、11、18、19）。被害者も子どもの心情を十分に配慮したり理解をしていない事例もあった（事例11、13、23）。また、家族員が被害者の立場に立つのではなく加害者側について、被害者の秘密を加害者に漏らしたり（事例13）、配偶者虐待の事実を他言しないようにと被害者に否認を強要したりするなど、家族間での意思統一が図れない場

合もあった（事例11、19）。被害者の実家やきょうだい、親族との関係も希薄で、交流が乏しかったり、関係がこじれている事例も見受けられた（事例7、8、18、19、20、22）。

これらの距離のある関係となってしまう背景には、被害者と親密になることで加害者からの攻撃の対象にされてしまうという危機感があるのかもしれない。あるいは、家族全体に暴力というコミュニケーション手段はあっても、言葉や対話といった通常のコミュニケーションが不十分で、家族間の意思疎通がうまく図れないためにそこに距離が生まれるのかもしれない。

### (5) 関係機関との特徴

関係機関との特徴として4個の要因を分析したところ、図8のようにそれぞれの要因が他の要因と関係していた。

#### ① 支援における利用者との支援機関のズレ

被害者は加害者からの暴力から逃げ出し、避難先や入所施設の提供を求めて支援機関を訪れるが、適切な場所や情報といった資源がすぐに見つかることも限らない。母子生活支援施設等への入所ができると思いついて避難してきたものの、その見込みが低いことを知って、かなり苛立ちや不満を示した被害者もいた（事例1、17）。また、一時保護所には入所できても、それは一時的なものでしかなく、その後の生活の目途が立たないことが予想されるため、一時保護所の入所を断念した被害者もいた（事例21）。それ以外にも、生活保護を申請するが認められなかったり（事例19）、トラウマからの心理的な回復を行わなければならないがその治療施設がなかったり（事例22）、被害者本人はもとよりその家族の支援までには及ばなかったり（事例11）、期待する支援と現実にはできる支援とに大きくズレが見られることが多い。さらには、資源の不足などもあって具体的な支援の方法が見

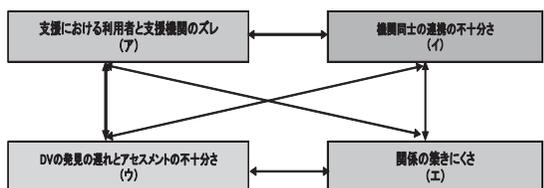


図8 関係機関との特徴

つからず、被害者は今置かれている状況から前に踏み出すことに躊躇したり、支援機関の担当者も行き詰まり感を抱いてしまい、ますます双方のズレが大きくなってしまふ事例があった（事例7、9、16、17）。

このズレが生じてしまふ要因には、担当者の支援スキルの乏しさも指摘でき、利用者の感情に巻き込まれて適切な対応ができなかったり、支援者自身が徒労感を抱いてしまい、粘り強い対応にはならなくなることもあった（事例13、16、23）。

## ② 機関同士の連携の不十分さ

配偶者虐待への支援は、一つの機関であらゆるものが提供できたり完結できるものではない。そのため、配偶者暴力相談センターなどの支援機関は警察や医療機関、児童福祉機関、福祉事務所、裁判所等と密に連携を取る必要があり、それが不十分となってしまうと連携が途絶え虐待の深刻化を招いてしまふ。事例においては、配偶者暴力相談センターとの連携（事例2）や警察との連携（事例6）、病院との連携（事例9）にやや問題が感じられるものがあつた。

また、実際の連携のあり方においては、機関をまたがる場合に支援のつながりや一貫性が保てないばかりに利用者の不信感や戸惑いを招いたりもする（事例8、9、10）。中でも、虐待の被害を何度も相談窓口で話さなければならぬ辛さを被害者は抱えており（事例22）、そのことを支援者は理解しておくべきである。連携が十分に取れ、情報の伝達や共有が関係機関側で図られると、利用者への負担も減ることは事実である。

さらに、虐待事例においては、急激な事態の悪化を招いたり、刻一刻と状況が変わることもしばしばあり、関係機関同士がその緊急時に対応するシステムの構築が必要である。それぞれの機関がリスクアセスメントを行って連携をしていくことが何より必要で、その問題点が指摘される事例もあつた（事例10）。

## ③ DVの発見の遅れとアセスメントの不十分さ

支援機関による虐待の発見が遅れてしまふことは虐待の深刻化を防止する上での大きな致命傷となる。虐待が見逃されてしまふと、必要な支援が届かないのは言うまでもないことであるが、虐待を

発見していてもその事態を軽視してしまふと、虐待の深刻化を招いてしまふ。それを防止するためには、まず何よりも情報の収集を行い、状況を的確につかむことが大切であるが、事例の中にはそれが不十分なものもあつた（事例2、4、13、22）。

次に、暴力等のリスクアセスメントが適切でなかったり、一回限りのアセスメントしか行わず、アフターフォローがなされなかったために事態の深刻化を見落としてしまふこともあつた（事例8）。その際、被害者らを含めた当事者の知的な能力、性格、生活状況等の総合的な判断がなされなくては適切で具体的な支援が提供できないことは言うに及ばない。事例の中には、被害者本人の知的な能力をしっかりと吟味せずに単身生活は可能と判断したことが事態の悪化の一因となつたものもあつた（事例8）。

## ④ 関係の築きにくさ

被害者は加害者との関係について揺れ動いているためか、自ら求めに行つた関係機関からの支援に抵抗感を抱く場合がある。具体的には、支援者の助言等を素直に受けとめなかったり、自分勝手に支援者との関係を打ち切つたり、約束を反故にしてしまふ（事例3、8、12、16、22）。また、電話での間接的で手軽な支援は求めるものの、来所するなどの行動にはなかなか結び付かず、支援者側も被害者との関係の築きにくさを感じていた（事例23）。そうかと言えば、被害者の攻撃的な感情やパワーに圧倒され、支援者がどのように関係を取るべきかに困惑されることもあつた（事例13、14、23）。

以上のように、支援者が虐待の被害者と安定した関係を築いていくことはなかなか容易なことではない。被害者の中には常に身の危険を感じる不安感や恐怖心がつきまとい、心より安心感、安全感を感じられる状況や時が来るまで、周囲に警戒をするのはいわば当然かもしれない。しかし、そこに支援者との信頼関係が築けることができたなら、被害者が虐待からの回復の大きなきっかけになるであろうし、それを土台として支援が現実のものとなるはずである。

## (6) 深刻化を低下させるもの

虐待の深刻化を低下させるものとして6個の要

因を分析したところ、図9のような構造化があった。

① ネットワーク機能のある切れ目のない支援

関係機関がネットワーク機能を発揮した連携ができてることが支援をする上では何より大切である。具体的な連携機関としては、警察、児童相談所、学校、病院、民間シェルターもしくはカウンセリング機関などがあった。そして、機関同士がカンファレンスなどを通じて意思疎通を図り、時にはネットワークを広げて臨機応変に対応したり、配慮の行き届いた関わりをしていくことが深刻化を低減させる（事例12、16、20、22）。このような関係機関の連携の上になされた切れ目のない支援がなされると、関係機関の支援が終了した後でもどこからともなく利用者から近況等の連絡が入り、自然にフォローアップがなされ効果的な支援が継続される。

② 家族の理解と協力とキーパーソンの存在

被害者にとって、一番身近な支援者は家族である。その家族の理解や協力が得られることは何よりも力の力となる。

事例の中でもっとも多かったのは、実の父親や母親が被害者の理解者や協力者となっていることで、被害者に親身になって、被害者の代わりに警察に向いて被害届を出したり、連帯保証人になったり、子どもの養育を引き受けるなどの支援をしていた（事例6、8、14、15、17、18、20）。次に多かったのは、被害者の子どもの理解や協力であった。未成熟子の存在は、すでに述べたように被害者にとっては虐待を深刻化させる要因にもなったが、逆に子どもの年齢が大きくなったり判断能力がつく段階になると、子どもの存在が虐待の深刻化を低下させる要因にもなる（事例10、11、21）。

中には、子どもが未成熟子であったとしても、その子が生まれた喜びが被害者を虐待の苦痛から回避させた事例もあった（事例23）。上記の親や子ども以外には、親族や友人の理解や協力があることも深刻化の低下には大きく、一時的な避難場所を提供してくれたり、自立への資金を貸してくれるなどが具体例としてあった（事例8、10、18）。

③ 加害者の深い内省と加害者への支援

加害者が暴力を振るったことを率直に認め、被害者に反省して謝罪をすることも深刻化を防止する一つの要因になる（事例15）。現在の配偶者虐待への支援の方法は、被害者の支援にとどまらず、加害者にもその改善に向けたプログラムを受講させたり、関係機関がそのような情報を積極的に提供するなどの支援を行っている。そうすることにより、暴力を用いない適切なコミュニケーションの方法を習得できたり、過去の自分の生活歴における未整理な感情や葛藤の処理の方法を見直したりする。アメリカのカリフォルニア州においては、配偶者虐待で逮捕された者は更正プログラムへの参加義務が裁判所から課せられることになっている。わが国ではそのような制度はまだ構築できていないものの、民間グループがそれらを積極的に導入して実施していく動きになってきている。

④ 避難先での安全感の確認

被害者が加害者の被害から逃れるためには、まず加害者のもとから離れることが先決である。しかし、さまざまな事情からそれができなかつたり躊躇をしてしまうと、被害はますます深刻化してしまう。その意味では避難先があるかどうかは重大な要素になる。危機的状況から逃れるため、被害者が実家や子ども宅、親戚宅、友人宅、一時保護所、シェルター、警察、婦人相談所等の避難先（事例6、8、11、12、13、17、19、21、22）を早期に見だし、そこで身の安全を感じ取れることが次の一手を考える前提条件にもなる。

支援者側に目を移すと、被害者が避難先として利用しやすく、しかもそこで被害者が安全感を少しでも多く感じてもらうようにするためにはどうあればいいのかを具体的に考えていくことが大切である。いわゆる現代の「駆け込み寺」として、どのような要件や条件が備わっていなければならない

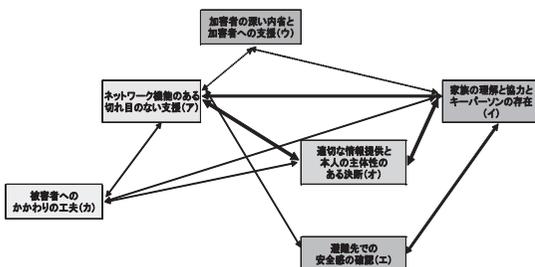


図9 深刻化低下の特徴

いかをもっと考えていかねばならないであろう。

#### ⑤ 適切な情報提供と本人の主体性のある決断

被害者が自己の置かれた事態を客観的に眺めたり、具体的な先の展望を切り開いていくためには、適切な情報提供がなされることが必要である。特に、被害者は混乱した状況の中にいるため、現時点では何ができて何ができないのかを冷静に把握することは難しい。また、「被害者の特徴」で述べたように、ときには自分が被害者であるとの認識を持てなかったり、そもそも配偶者虐待についての知識や概念もよく知らないという場合もある。そんなときに、民間シェルターに置いてあったDV関連の本を読んで参考になったという被害者もあった(事例21)。また、裁判所への保護命令のこともまったく知らなかったが、その手続の仕方を担当者の一つ一つ教えてもらいながら前に進んでいった被害者もいた(事例8)。

このように見ると、知識や情報が限られているばかりに閉鎖的な思考に陥り、現実的に前向きに動き出せないが、適切な情報提供がなされ、さまざまな方法が選択肢として広がっていることがわかると被害者の動きが変わることも少なくない。ある意味では、この情報提供は被害者にとってはエンパワメントの一つとなる。

情報提供には、上記のほかに、就労や資格に関すること(事例17、18、19)、障害者制度に関すること(事例17、19)などがあり、実際に母子生活支援施設を見学に行き、視覚的な情報を得て入所を決めた事例もあった(事例12)。

ただ、情報提供をされてもそれを選択するのは被害者自身であり、本人の主体性や決断がなければ、その情報が十分に活用されたとは言えない。つまり、情報提供と同時に被害者自身の決断がなくてはならないのである。

具体的には、加害者のいる家を出ることに決めた(事例7、8、13)、一時保護所や施設への入所を考えた(事例11、14、21)、加害者と離婚しようと決めた(事例6、15)、警察に届け出ることにした(事例12、15)などさまざまである。

しかし、この主体性のある決断に至るまでにはさまざまな難関を乗り越えなくてはならない。上述してきたように、被害者は加害者との依存関係

に縛られ、見通しが立たずに優柔不断となっているのかもしれない。このような被害者に支援者はじれったさを感じ、被害者に選択を迫る対応をしてしまいがちであるが、あくまで本人のニーズに合った主体的な決断を促すように援助していくことが重要である。そうでなければ、求めていることが相互に違っていることに後で気づかされ、「関係機関との特徴」で指摘した『支援における利用者と支援機関のズレ』を生じさせてしまう。

#### ⑥ 被害者へのかかわりの工夫

配偶者虐待に関する相談は、当事者との関わり方の難しさを初めとして、他の相談にはない特殊性や困難性が見受けられる。そのために、被害者の心理や特性をよく理解した上での関わりが何より求められる。例えば、これまで支配と服従の関係の中で生きてきた被害者で、暴力によるトラウマを経験してきた人も多いがゆえ、あまりこちらが侵襲的にならない面接を心掛けたり(事例9)、かといって専門家は被害者と近くなりすぎず、かつ離れすぎずの距離感を保ちながら、粘り強い関わりをすることが求められる(事例22)。また、被害者を保護するためには、一時保護所への携帯電話の持ち込みの禁止や加害者へ連絡の禁止といった行動制限や枠組みをしっかりと設けることも必要である(事例14)。

このようなケースに応じた工夫や関わりによって、専門家は被害者等の信頼を得ることにつながり、虐待防止につながるのである。

以上の深刻化を低下させる要因をまとめると、大きくは関係機関がネットワーク機能を持ち、切れ目のない連続した支援をしていくことであり、かつ、被害者にとっては家族の理解と協力が得られ、本人はもちろんのこと、関係機関と家族がつながっていくことが重要である。そのつながりのあり方には、被害者の安全感をまず優先させる避難先の確保であるとか、自らが主体的になって決断できるための適切な情報提供が求められる。さらには、配偶者虐待の中に置かれている被害者及び加害者の心情や傾向を理解し、その中で問題の改善や健康な部分の促進を目指していくことが必要なのである。

## 5 まとめと今後の課題

本研究の目的は、配偶者虐待が深刻化していく要因を抽出し、要因間の分析を通じながら、そのメカニズムを解明することであった。これまでの配偶者虐待についての研究には、主にアンケート調査などを実施した量的研究が中心であり、中には事例研究などの質的研究も見られるが、「事例のメタ分析」という質的研究法を用いた研究はなかった。本研究では、これまでの量的研究では数量化しにくかったところや当事者の心理的な領域について分析や理解を図ることができたのが大きな成果と言えるかもしれない。

また、事例のメタ分析によってカテゴリー化された要因を分析した結果、配偶者虐待が深刻化する要因は「パートナー関係」、「加害者」、「被害者」、「家族関係」、「関係機関」の5領域にそれぞれ特徴が見られた。これらの結果は、従前の配偶者虐待の既存研究を裏付けるものにもなったと言えるし、これまであまり指摘されていなかった新たな虐待の深刻化の要因の発見につながった。特に、虐待を深刻化させないためには加害者や被害者がどうなればいいのか、彼らを支援する関係機関や支援者はどのようなことに留意すべきかについて言及できたことは、本研究のもう一つの成果であったと言える。

今回、虐待が深刻化する要因を抽出することになったが、それらは虐待のリスク・アセスメントの指標にも有用であると考えられる。つまり、虐待の深刻化の要因は、それを裏返せば虐待の深刻化を低下させる要因とも言え、深刻化の要因に該当する箇所が多いほど、深刻化の程度が重くなり、その箇所が少なくなると深刻化は低下している判断にもつながる。ただ、これらのカテゴリーをリスク・アセスメントの指標にするためには、虐待の深刻化の尺度、カテゴリーの数量化、カテゴリー間の相関などを図る必要があることは言うに及ばない。

### 付記

本研究は、2008年度花園大学研究助成によりなされたものである。

### 注

注) 石川幹人のメタ分析に関する説明 <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~metapsi/psi2-9.htm>

(2005年6月)を引用した。

### 引用文献

- Astin, M. C., Lawrence, K. J. & Foy, D. W. (1993) : Posttraumatic stress disorder among battered women : Risk and resiliency factors. *Violence and Victims*, 8 (1) , 17-28.
- Bowker, L., Arbitell, M. & McFerron, R. (1988) : On the relationship between wife beating and child abuse. In K. Yllo & M. Bograd (Eds) , *Feminist perspective on wife abuse*. Sage. p159-174.
- Dutton, D. G. (1995) : *The Batterer : a psychological profile*. Basic Books. 中村正役 (2001) : なぜ夫は、愛する妻を殴るのか? -バタラーの心理学. 作品社
- Gelles, R. J. (1976) : Abusive wives: Why do they stay? *Journal of Marriage and the Family*. Vol.38, p659-668. 森俊一郎訳 (1981) : ぶたれ妻よ、なぜ夫のもとに留まるのか. 現代のエスプリ (家庭と暴力), No.166. 熊谷文枝編. 至文堂, p104-112.
- Goldstein, D. & Rosenbaum, A. (1985) : An evaluation of the self-esteem of maritally violent men. *Family Relations*, 34, 425-428.
- 橋本和明 (2007) : 虐待が深刻化する親のパートナー関係についての研究 - 事例のメタ分析を用いた類型化の試み -, *心理臨床学研究*, 25 (4), p396-407.
- 橋本和明 (2009) : 高齢者虐待が深刻化する要因についての研究 - 事例のメタ分析を用いた虐待のメカニズムの解明 -, *花園大学社会福祉学部研究紀要*, 17, p23-50.
- Hill, C. E., Thompson, B. J. & Williams, E. N. (1997) : A guide to consensual qualitative research. *Counseling Psychologist*, 25, 517-572.
- Hornung, C. A., McCullough, B. C. & Sugimoto, T. (1981) : Status relationships in marriage; risk factors in spouse abuse. *Journal of Marriage & the Family*, 43, 675-692.
- 岩壁茂・小山充道 (2002) : 心理臨床研究における科学性に関する一考察. *心理臨床学研究*, 20 (5), p443-452.
- 岩壁茂 (2005) : 事例のメタ分析. 日本家族心理学会編, *家族間暴力のカウンセリング*. 金子書房, p154-169.
- Jacobson, N. S., Waldron, H. & Moore, D. (1980) : Toward a behavioral profile of marriage distress. *Journal of Consulting & Clinical Psychology*, 48, 696-703.
- Kantor, G. K. & Straus, M. A. (1987) : The "drunken bum" theory of wife beating. *Social Problems*, 34, 213-230.
- Kantor, G. K. & Straus, M. A. (1989) : Substance abuse as a precipitant of wife abuse victimizations. *American Journal of Drug & Alcohol Abuse*, 15, 173-189.
- 警察庁 (2009) : <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki74/h20stdv.pdf#search=> (2009年6月1日)

- 厚生労働省家庭福祉課 (2008) : [http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/435e4d31b0f0702349257504001b821d/\\$FILE/20081117\\_2shiryoul.pdf#search](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/435e4d31b0f0702349257504001b821d/$FILE/20081117_2shiryoul.pdf#search) (2009年6月1日)
- Margolin, G. & Wampold, B. E. (1981) : Sequential analysis of conflict and accord in distressed and nondistressed marital partners. *Journal of Consulting & Clinical Psychology*, 49,554-567.
- Markman, H. J. (1979) : Application of a behavioral model of marriage in predicting relationship satisfaction of couples planning marriage. *Journal of Consulting & Clinical Psychology*, 47,743-749.
- 森田ゆり (2006) : 子どもが出会う犯罪と暴力. NHK 出版
- 内閣府 (2005) : 男女共同参画白書 (平成 17 年版)
- 内閣府男女共同参画局 (2006) : 男女間における暴力に関する調査報告書 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/10.html> (2009年5月29日)
- 内閣府 (2007) : 男女共同参画白書 (平成 19 年版)
- 内閣府 (2009) : <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h21report2-3.pdf> (2009年6月1日)
- 中村正 (2002) : 家庭内暴力加害者研究の概略と争点. 立命館人間科学研究, 3, p.55-71.
- 西澤哲 (2004) : 子ども虐待がそだちにもたらすもの. そだちの科学, Vol.2 (4) . 日本評論社, p.10-16.
- 信田さよ子 (2002) : DV と虐待. 医学書院
- Pence, E. & Paymar, M.. (1993) : Education groups for men who batter- The Duluth Model, Springer publishing Company, Inc. 波田あい子監訳, 堀田碧・寺澤恵美子訳 (2004) : 暴力男性の教育プログラム—ドゥルース・モデル. 誠信書房
- Riggs, D. S., Caulfield, M. B. & Street, A. E. (2000) : Risk for domestic violence : Associated with perpetration and victimization. *Journal of Clinical Psychology*, 56, 1289-1316.
- Roberts, G. L., Lawrence, J. M. Williams, G. M. & Raphael, B. (1998) : The impact of domestic violence on women's mental health. *Australian and New Zealand Journal of Public Health*, 22, 796-801.
- Rosenbaum, A. & O'Leary, K. D. (1981 a) : Marital Violence. ; characteristics of abusive couples. *Journal of Consulting & Clinical Psychology*, 49, 63-71.
- Rosenbaum, A. & O'Leary, K. D. (1981 b) : Children : the unintended victims of marital violence, *American Journal of Orthopsychiatry*, 51, 692-699.
- 最高裁判所事務総局 (2007) : 司法統計年報 (家事編)
- 最高裁判所事務総局 (2008) : 司法統計年報 (民事・行政編)
- 斎藤学 (1999) : 共依存と見えない虐待. 斎藤学編、依存と虐待. 日本評論社, p1-15.
- Smith, D. A., Vivian, D. & O'Leary, K.D. (1990) : Longitudinal prediction of marital discord from premarital expressions of affect. *Journal of Consulting & Clinical Psychology*, 58, 790-798.
- 総理府 (2000) : <http://www.gender.go.jp/yoron/bouryoku/bouryoku.html> (2009年6月1日)
- Straus, M. A., Gelles, R. J. & Steinmetz, S. K. (1980) : Behind closed doors. Violence in the American family. Anchor Press. New York. 小中陽太郎訳 (1981) : 閉ざされた扉のかけで—家族間の愛と暴力. 新評論.
- Straus, M. A. (1990) : Ordinary violence, child abuse, and wife-beating: What do they have in common ? In M. Straus & R. Genes (Eds). *Physical violence in American families*. Transition. p403-424.
- Strauss, A. L. & Corbin, J. M. (1990) : Basics of Qualitative Research; Techniques and procedures for developing grounded theory. Sage. 南裕子・操華子訳 (1999) : 質的研究の基礎—グラウンデッド・セオリーの技法と手順. 医学書院.
- Suh, E. & Abel, E. M. (1990) : The impact of spousal violence on the children of the abused. *Journal of Independent Social Work*, Vol.4, No.4, p27-34.
- 東京都 (1997) : [http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8files/bouryoku.htm#\\_top](http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8files/bouryoku.htm#_top) (2009年6月1日)
- Walker, L. E. (1979) : The battered women syndrome. Harper & Row. 斎藤学監訳 (1997) : バタードウーマン—虐待される妻たち. 金剛出版

## 資料 事例の概要

事例番号	事例の概要	虐待のタイプ
1	夫はスイス人で、妻は日本人。妻は結婚1年目で夫から暴力を振るわれ、男児（現在3歳）をつれて帰国。実家の支援が得られなくなり、困窮して一時保護される。母子生活支援施設に入所を希望しているが関係機関が入所を認めないため、夫はオーストラリアから年に数回息子に会いにくるが、妻はその面接交渉への不安や居所をつきとめられ、育兒放棄のネグレクトをしかける場面もある。夫はオーストラリアから年に数回息子に会いにくるが、妻はその面接交渉への不安や居所をつきとめられ、育兒放棄のネグレクトをしかける場面もある。夫はオーストラリアから年に数回息子に会いにくるが、妻はその面接交渉への不安や居所をつきとめられ、育兒放棄のネグレクトをしかける場面もある。	身体的虐待 経済的虐待
2	夫は何かが入るとカッとなる。言葉と身体暴力があり、妻の首を絞めたこともある。そんな夫に対して、妻は機嫌をとったり、その場しのぎの謝罪の態度でこれまで関係を維持してきた。また、お互いに離婚の合意はできたものの、妻は行き先に関わり同居を続けていた夫先に、夫から追い出された。妻はそれを契機に、警察官に相談し、保護命令も出された。	身体的虐待 心理的虐待
3	妻は高1から夫と交際し、交際中にも別れ話からの暴力があった。3児をもうけるが、未っ子は脳性麻痺による四肢麻痺がある。これまでから離婚話が何度か持ち上がったが、その度に夫は身体的暴力を加え、妻は一日家出を取り、子どもを連れて親族宅に避難していた。1年前には有料シェンターに入り保護命令も出されたが、その直後に妻は夫のもとに戻り、保護命令も取り消した。その後4回も一時保護相談をし、いずれも1日だけ一時保護されることを繰り返して、最終的には生活保護を受けながらの住宅での生活が決まった。しかし、4か月後に子どもともども行方不明になり、現在も所在がわからない。夫は僻海に入って死ぬと自殺予告をし、警察に保護されるなどの行動が見られた。	身体的虐待
4	夫と妻には4人の子どもがいるが、3人が知的障害で療育手帳AもしくはB2を持っている。妻が3番目の子を妊娠中から夫の暴力を受けるようになった。離婚をするが、約2年後に夫は妻宅に「次の仕事が決まるまで一時的に住ませてほしい」と転がり込み、以後、妻の生活保護費をパソコン世代や携帯代に使ったり経済的搾取をする。また、家族に当たり散らし、妻宅を追い出されたら「殺す」と脅す心理的虐待も見られた。妻は公的機関の職員の後盾を得て、夫を家から追い出し、関係機関の援助で一時保護されるが、これまでからの別件での関係機関とのつながりがあつての適切な介入ができた。	身体的虐待 心理的虐待 経済的虐待
5	夫は62歳で会社を定年退職し、妻は53歳である。見合い結婚したが、直後からものを投げたたり、蹴ったり、馬乗りになって叩くという身体的暴力があつた。そんな夫は母親と心理的な密着があり、依存関係が続き、妻はそれへの嫌悪から一時実家に帰ったこともあった。また、妻は夫の暴言にたまりかね、自殺未遂もしたことがあった。夫は定年後、警備会社で雇用されるが、アルコール依存症で治療入院したり、自宅で暴れて110番通報となり、措置入院となった。	身体的虐待 心理的虐待
6	夫は妻よりも6歳年下で、離婚歴もあり、前妻にもDVで調停離婚をしているなど、また、子どもがなつかないことから逆上するなど、夫の未熟性、感情コントロールの不足、社会性のなさなどが見られる。妻も「反省したら帰宅する」というような姉さん女房のような関わりを夫にしてきた。妻は実家に避難したが、夫は妻の父親への憎しみもあり、攻撃対象を妻だけではなく、妻の実家にも向けており、それが事態の深刻化を招いている。	身体的虐待 心理的虐待
7	仕事一筋の夫が社内でも思うような地位につけずにストレスをため、単身赴任となったが、その前後から妻への暴力が始まった。夫のストレスや不満を家庭内の妻に八つ当たり的に表出するDVである。妻は単身赴任から帰宅する週末だけを我慢すれればいいと、離婚後の生活水準の低下を心配し、離婚に踏み切らなかった。しかし、長女（中学生）がパニックになって妻に当たると、妻は子どもにも振り回される、夫の長男（小学生）へのやりすぎとも言える勉強の強要がエスカレートし、夫との別居を考えている。	身体的虐待 心理的虐待
8	前夫は死亡し、その間の子どもは本人の父母に預けられ、本人は転がり込んできた内夫と同居している。内夫は本人の生活保護費を当てにして働かず、本人に売春までさせていた。内夫に働くように注意すると、本人に暴力を振るうことが続いた。そのため、内夫のもとから逃げ去るが、反省していると友人の勧めもあり、帰宅し、再び同じような関係を築いた。今回は一時保護を求め、保護命令の申立でも行い、内夫との絶縁を決意するが、内夫からの電話に出たら、脅かにかつたりし、最終的には一時保護中の施設から無断で出たまま所定不明となった。本人にはてんかんなどの知的障害のハンディキャップがあり、「寂しいから会ってしまおう」というように、内面の孤独感や喪失感が非常に大きい。	身体的虐待
9	結婚後、叩く、首を絞める、物を投げつけるなどの身体的暴力があり、本人はPTSDの解離状態となつていて、その時のことを思い出したり話すことに精神的疲労を訴え、状況を思い出せないと言う。心療内科にも通院中である。そのため、物事を深く考えて行動することははしく、とりあえずの目先の問題解決を優先したり、動こうとしても周囲の意見に左右されてしまい、身動きが取れなくなつてしまふ。結局、夫との離婚等に決断ができず、夫のもとに戻ることにした。	身体的虐待 心理的虐待

10	夫は常勤で経済的にもしっかりしている職に就いており、長女(別居)、長女(大学生)、長男(高校生)と本人の家族である。結婚当初から暴力があり、長男に対しても身体的虐待がある。本人は精神科通院中で、一旦は一時保護され、保護命令も出されたが、長女宅にいたるを夫に強引に連れ戻され、自ら相談に来れない。	身体的虐待 心理的虐待
11	夫は結婚当初から本人に暴力を振るう。脳梗塞で倒れ、らんかん発作もある夫は本人の介護なしでは生活できないうえ、生活保護を受給。また、夫は長男(中3)に対して虐待があり、それが酷くなったため、長男は家出をし児童相談所の一時保護を受けた。その意味では、夫(父)の身体的虐待を本人(母)は止められず、ネグレクト状態にさせていた事例とも考えられる。ただ、長男の家出を契機として、子どもを連れて夫のもとを出て、避難生活を始める。しかし、長男が地元で無断で戻ってしまい、所在が不明の恐れがある。その長男は母である本人に激しい怒りを持ち、暴力を振るうこともあった。さらには、長女(小6)は夫からの暴力被害を受けていたため、夫との生活を希望するなど、家族員の意見がバラバラとなる。最終的には、本人の夫から逃げたいとの意思が強く、子ども3人の説得を受けて、母と子ども3人の生活をすることになった。	身体的虐待
12	本人が風俗店勤務をしていた時に夫と知り合い結婚した。長女(4歳)、二女(2歳)をもうけるが、トラック運転手をして夫は、寂しいとの理由から本人と子どもを同伴し、トラック移動をする生活を1年2か月続けた。夫婦関係においては、年に数回の暴力があり、セックスの強要、子どもの目の前で性的行為など教育に配慮されていない場面も多々見られる。生活面でもごみ散乱し食事の世話もきまらずでできていないなど、ネグレクトのケースでもある。本人は両親と早くに死別し、おじ夫婦に預けられるが虐待を受けて育つ生活歴を有しており、段取りができないうえ、約束を守れない、社会性が乏しいなどの特異なパーソナリティである。そのためか、子どもの養育も不十分で、子どもの発達遅延の傾向が見受けられる。夫からの暴力で110番通報し、夫は警察に逮捕されたが、釈放に際して警察から助言により本人は一時保護となった。関係機関の取組もあり、母子支援施設入所となる。	身体的虐待 性的虐待
13	本人は60歳代で、飲食店経営の夫と次女と暮らす。若い頃は毎日のように夫は暴力を振るい、朝まで暴力が続くこともあった。最近では、夫は精神安定剤を服用しながら飲酒をするため、尋常でない暴力となり、本人は長女の子(小1)を連れて家を飛び出す。本人は孫と2人でどこか遠くまで暮らしたいと希望するが、長女らの反対に会い、ますます孤立化していく。長女と次女、三女の話し合いもうまくいかず、それぞれがバラバラの行動を取るため、母である本人への援助ができないうえ、また、母は民間シェルターの担当者や児童相談所のDV担当者に援助を求めたが、考えがまとまらず、先の見通しを持っていないこともあり、なかなか援助に結びつかず、関係機関への不満や攻撃となる。	身体的虐待
14	本人は夫と児童扶養手当の受給のために偽装離婚をしたと述べ、その後同居していた。本人は「子どもの世話をするのがしんどい。手を挙げてしまいたい」と施設入所を希望し、児童養護施設に入所となった。その罪障感もあってか、「元夫に知れるのが怖い」とDV相談となった。しかし、一時保護2日後には元夫のもとに帰宅し、何もなかったことには振る舞う。その後も元夫の暴力が何回も一時保護を何度も求め、警察に被害届も出した際に生活保護を申請し住居が定まった。しかし、罰金刑を確定し、拘留所から出てきた元夫とすぐに再会し、半同棲状態となって復縁してしまう。ただ、その後の生活においても、元夫は本人の生活保護費を奪って逃げるなど、不安定な関係を続けている。	身体的虐待 経済的虐待
15	妊娠中に夫から暴力を振るわれ、再度産み返さないようにするための方策を相談するため配偶者暴力相談支援センターを活用したケース。本人はすぐに避難することや離婚することまでは決断できないものの、将来への不安が強く、夫に対して、加害者プログラム、カウンセリングなどの治療を強く求めた。夫の方も暴力を振るったことを深く反省し、治療には意欲的である。また、本人は、今後暴力があると犯罪として届出、離婚する方針も明確にするなど、夫への明確な意思表示を示している。	身体的虐待
16	本人は心の病気で気分変動が大きく、そのことに無関心で配慮のない夫から、清掃や食事、生活費のことで不満を抱かれ、暴力を受ける。また、セックスの強要もあり、避妊にも非協力的である。夫の暴力的な言動を学習している子どもも、最近では母親である本人にわがままをいうようになり、本人はその対応にも不安を抱いている。つまり、DVが子どもの目の前で行われるというネグレクトというネグレクトを超えて子どもに学習され、妻であり母親となる被害者は2重の被害を受けるとも言える。しかし、相談には体調不良を理由に相談に来た妻と、電話相談の継続となりがちで、相手からの一方的なものとなる傾向が強い。具体的な支援の方法が見つからず、事態をだ計できず、担当者は相談の行き詰まりを感じている。	身体的虐待 性的虐待
17	本人は知的能力が低い上、両親は本人が0歳時に離婚するなどしているため、内面に淋しさや孤独感を抱え、対人関係でもすぐに依存してしまう傾向が見られる。高校中退後、家出をしてキヤバクラで就労し、ホストをしている前夫と婚姻した。しかし、前夫の浮気が原因で離婚し、本人はすぐに妻のある内夫と同居した。同居後もなくの頃から、内夫による暴力を受け、肋骨や鼻骨の骨折の重傷を負う。内夫は本人の長男(5歳)に対しては押し入れに閉じ込められるなどの虐待を行い、長男は本人の実母に引き取られた。結局、病院からの通報で本人は一時保護となるが、本人は知的な問題から先が見通せない、対人関係が円滑にいかず攻撃的になるなど不適応を起こし、やむなく退所となり親戚宅に身を寄せたことになった。	身体的虐待

18	<p>中国籍の本人は前夫（中国籍）との間に長男をもっている。その離婚前から20歳年上の加害者（日本国籍）と交際し、同僚の未婚婚した。本人と夫の間には0歳の重度の障害を持つ長女（入院中）がいる。夫は真面目に働かず妻への依存が強い上、覚醒剤使用があり、嫉妬妄想で本人の生活を疑ったりする。平手でも本人を殴ったり、鉄の棒で威嚇することもあり、一時保護を希望した。しかし、離婚をすすめて帰化できず、日本での生活水準を希望している本人には不都合であるため、夫にラストチャンスを与えようと帰化した。帰化に協力することをちらつかせながら妻との復縁を求める加害者は経済的虐待とも考えられる。</p>	<p>身体的虐待 経済的虐待</p>
19	<p>婚姻し、長男を出産した頃から夫の暴力が始まった。そのような家庭環境のために、本人は以前からパニック障害、鬱、過敏性腸症候群で治療している。このような精神障害の疾病を有しており、ストレスを感じやすく、事態に適切に対応できないでいる。夫は生活費を投入しないなどの経済的虐待以外に、電話使用や外出の禁止によるコントロールをせしめ、身の危険を感じるとの暴力を振るう。しかし、中2の長男は環境が変化すること、DVが外に知れることへの不安から、母である本人と家を出ようとする。本人が悪いと非難もする状況である。そのような長男との母子関係から、本人は自分だけが夫のものとから逃避したり離婚することへの後ろめたさを感じ、自宅の鍵子を見に帰ったり、夫の呼び出しの電話に応じ、繰り返し暴力の被害に遭っている。本人は夫からの暴力、逃げられなさ、長男や家族、親族の不理解などでますます孤立化し、無力化している。</p>	<p>身体的虐待 経済的虐待</p>
20	<p>加害者である夫は自己中心的な性格で、誰に対しても文句を言ったり、家庭内外での暴力事件が多い。震災後に経営不振となり、飲食店を廃業するが、その頃から借金や親族との関係が悪化していく。本人は長女（小5）と二女（小1）を連れて、夫の暴力から逃げ、実家に戻るが、夫からの電話での脅迫があり、夫に待ち伏せされ強引に子どもを連れ戻されたため、やむなく夫のもとに戻らざるを得なかった。その後、夫からの監禁、暴力があり、夫の世帯や住宅や食費の負担を強いられ、性的な強要も見られた。「逃げる」という子どもを引寄せ合いに出し相手の弱みにつけ込んだ脅迫があり、本人はそこから逃げ出せず、やむなく本人の実父が心配して相談に訪れた。</p>	<p>身体的虐待 経済的虐待 性的虐待</p>
21	<p>夫は親の自営を手伝い、一時期は会社に就職したが、精神的不調（過呼吸等）となって退職した。その後は就職活動をする意欲すら見せず、自宅に引きこもり、妻の収入を当てにした生活を続けた。結婚当初からちよつととして夫は怒り暴れ、妻もそれに耐えられず実家に半年ほど戻ったこともしもあつたが、夫の反省、子の状況などを考え、再度やり直した。夫は自己中心的で、何かにつけて「馬鹿にするのか」と劣等感、被害感が強く、他者を巻き込み、自分の支配下に置こうとする。身体的な暴力はないものの、相手を心理的に威圧したり、「精神薬を飲んでいるので何をしても罪にならない」「お前らみんな殺す」などと脅す心理的な虐待が見られた。妻はそれを夫の愛情表現と考え、夫の言うことに逆らわないような対応をしたため、ますます夫の依存性を増長させる結果となった。側で寝ろ、髪の毛を染めるな、歯の治療をするな、化粧をするな、テレビを見るな等の行動制限が著しくなり、妻は夫の性を離れての意思を固め一時保護を求めた。民間シェルターでの生活はこれまでの緊迫した夫との生活とは違い、拘束のない自由な生活であり、子の年齢（長男は成人で独立、二男は高校生、三男は中学生）も大きいことから、ますます夫と別れる決心を固めた。</p>	<p>心理的虐待</p>
22	<p>夫は大手建設会社の管理職であるが、妻や子は犬猫と同じで、叩いて教えないければわからないと体罰肯定の価値観を持っている。「俺がルール」と家族員を人間扱いせず、事あるごとに「寄生虫」などと卑下した言動を取る。そんな夫に妻は我慢して耐えるしかないと忍従し、暴力で骨折、打撲、めまい、不眠、腰痛等の被害を被ってきた。しかし、現状に我慢しなくていいという方法を知ること、妻は支援機関を頼り、夫のもとから離れ、保護命令を受け、新たな人生を歩み出した。ただ、過去のDVへのフラッシュバックや心身不調とともに、失った時間や被害に対する怒り、後悔、自己嫌悪などの感情が大きくなり、逆に緊張感から抜け出した現状に空虚ささえも感じるようになり、支援が難航した。</p>	<p>身体的虐待 心理的虐待</p>
23	<p>本人は幼少期から親にネグレクトされたり、父親の母親に対するDVを見せられたり、弟妹の世話、飲食店での養育をされ、アダルトチルドレンとして生育してきた。前夫との間に長女、長男をもっているが、前夫のDVで離婚し、経済的困窮を援助してくれる現在の夫と打算的に再婚した。夫自身も親の愛情に恵まれず、粗野で傍若無人な性格であり、パチンコで浪費したり、妻の家事を評価せず、「俺の給料食いやがって」等と心理的な虐待で服従を強いるとする。妻は夫よりも子どもを優先して暮らしてきたが、そんな子どもからも評価されず、果立って家を離れていくわが子を見て、「夫との二人だけの生活」となることに不安を感じた。ただ、妻は夫に對して怒りが、離婚をして自分でやっていた方がいいことだから積極的な行動とはならず、関係機関との相談も自分勝手なベースとなりがちである。</p>	<p>身体的虐待 心理的虐待</p>

